

江戸川区  
障害者計画・第2期障害福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

江戸川区



## はじめに

わが国の障害者福祉を取り巻く環境は、近年激しく揺れ動いております。

平成15年度に、自己決定と自己選択の理念のもと、障害者の福祉サービスに支援費制度が導入され、サービスの仕組みが措置から契約へと大きく転換しました。

そして、平成18年4月には、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域における自立した生活と就労支援を柱とする、新たな障害者自立支援法が施行されました。

さらに、法施行後3年を迎えた現在では、社会保障審議会障害者部会における論議等を踏まえ、障害者の範囲など多岐にわたる項目の見直しが進められているところであります。

こうした国の制度改革が繰り返される中、江戸川区では、障害者が安全安心のもと、いきいきと生活できる環境を整えるため、様々な施策を積極的に進めてまいりました。

施設面ではこれまで、全国でも先駆的な多機能型施設である障害者支援ハウスや、区歯科医師会との協働による障害者の歯科診療機関である口腔保健センターを開設するとともに、区立施設を利用する障害者のサービス向上を図るため、早期から指定管理者制度の導入に努めてまいりました。

また、各種手当の支給や66に及ぶ地域生活支援事業など、障害者の生活面を支える区独自の取り組みにも意を用いてきたところであります。

本区では、今後も法の精神を活かしつつ、従前から積み上げてきた施策をこれまでも増してきめ細かく実施してまいります。このたび、その指針となる江戸川区障害者計画・第2期障害福祉計画を策定いたしました。

障害者計画は、障害者福祉施策を推進していくうえで基本理念とするものであり、江戸川区長期計画の目標や将来都市像と方向性をともにしております。

また、障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく施策の実施にあたり、障害者の地域生活や一般就労への移行に向けた目標値設定、サービス提供基盤の整備やその方策などを示すものであります。

今後も障害者の自立を支える地域力を背景に、本計画を着実に実践し、伝統ある江戸川区の福祉をさらに充実させていく所存です。区民の皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました江戸川区地域自立支援協議会の委員の皆様、障害者の支援機関及び関係団体の皆様、そして、パブリック・コメント（意見公募）にご協力いただきました区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成21年3月

江戸川区長 多田正見



# 目 次

<b>第1部</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b> .....	1
第1章	計画策定の背景と趣旨 .....	1
1	策定の背景 .....	1
2	策定の趣旨 .....	1
第2章	計画の位置づけと計画期間 .....	2
1	計画の位置づけ .....	2
2	計画期間 .....	2
<b>第2部</b>	<b>障害者福祉の現状</b> .....	3
1	人口の推移 .....	3
2	障害者手帳所持者の推移 .....	4
3	障害者の実雇用率の推移 .....	14
4	区内障害者福祉施設の配置 .....	15
5	発達障害者及び高次脳機能障害者の現状 .....	18
<b>第3部</b>	<b>障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）</b> .....	21
第1章	障害者施策推進の基本理念 .....	21
第2章	障害者施策推進の基本目標 .....	23
第3章	施策の背景 .....	24
第4章	施策の体系 .....	25
第5章	施策の方向性と主な事業展開 .....	26
1	情報提供、相談支援、権利擁護の充実 .....	26
2	障害者手帳の交付 .....	30
3	保健・医療の充実 .....	31
4	サービス提供基盤の充実 .....	33
5	生活環境の整備 .....	39
6	育成・教育の推進 .....	42
7	雇用・就業の推進 .....	44
8	区民の理解、交流、社会参加の推進 .....	46
9	基盤づくり .....	48
第6章	施策の取組み体系 .....	50
1	ライフステージ別取組み .....	50
2	地域自立支援協議会の設置 .....	54

第4部	第2期障害福祉計画 .....	55
第1章	第2期障害福祉計画の策定に当たって（位置づけと計画期間） .....	55
第2章	計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み .....	56
1	地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定 .....	56
2	各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの 必要な量の見込みとその確保について .....	61
第3章	地域生活支援事業 .....	78
1	地域生活支援事業 .....	78
2	江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量 .....	78

## 資料編

障害福祉計画サービス見込量集計一覧 .....	97
障害福祉計画地域生活支援事業一覧 .....	98
策定委員会委員 .....	101
策定経過 .....	102

# 第1部

## 計画策定の基本的な考え方





# 第1部 計画策定の基本的な考え方

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

### 1 策定の背景

#### 措置制度から契約制度への転換

平成15年度に、障害者の「自己決定と自己選択」の理念のもと、利用者とサービス事業者との対等な関係を確立するため、福祉サービスの利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する支援費制度が導入されました。

従来の措置制度は、区市町村長等が、サービス提供側の事業者に対してサービス提供を委託し、措置委託費を支払う仕組みであり、サービスを受ける当事者である障害者と、サービス提供側の事業者の間に、直接の契約関係がなく、利用者は事業者を選ぶことができない制度でした。

これに対し、支援費制度は、行政が福祉施設やホームヘルパーなどのサービスを決定する従来の仕組みを改め、利用者自らが主体的にサービスを選択し、事業者と契約する仕組みとなりました。

支援費制度の施行により利用者は毎年増加し、障害者が安心して暮らせる地域社会実現を支えるサービス提供体制の整備も図られることとなりました。

#### 支援費制度から障害者自立支援法へ

このように支援費制度の施行により、障害者が地域で生活を送る上での支援は大きく前進しましたが、一方で障害種別ごとにサービスが提供されており、わかりにくい仕組みであること、精神障害者が対象に含まれていないこと、全国で共通したサービス利用のルールがなく地方公共団体によって基盤整備やサービス提供体制等に格差が生じていること、さらに利用者の急増により、財源の確保が困難になっていることなどが指摘されていました。

そのため、これまでの障害種別ごとの施策から、精神障害者も含め、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みへの改革をめざして、平成18年に障害者自立支援法が施行されました。

#### 江戸川区における障害者福祉施策の取組み

措置制度から支援費制度、そして障害者自立支援法の施行と障害者福祉サービスの制度が変わる中で、これまで江戸川区においては、江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』に示されている基本構想、基本計画に基づき、実施計画を策定して障害者福祉施策に取り組んできました。

### 2 策定の趣旨

今回、障害者自立支援法に基づく第2期障害福祉計画の策定にあわせて、現在、江戸川区の障害者福祉施策取組みの基本理念としている江戸川区長期計画等の内容を体系化することにより、障害者基本法第9条第3項に基づく障害者計画として位置づけるものとします。

また、第2期障害福祉計画については、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

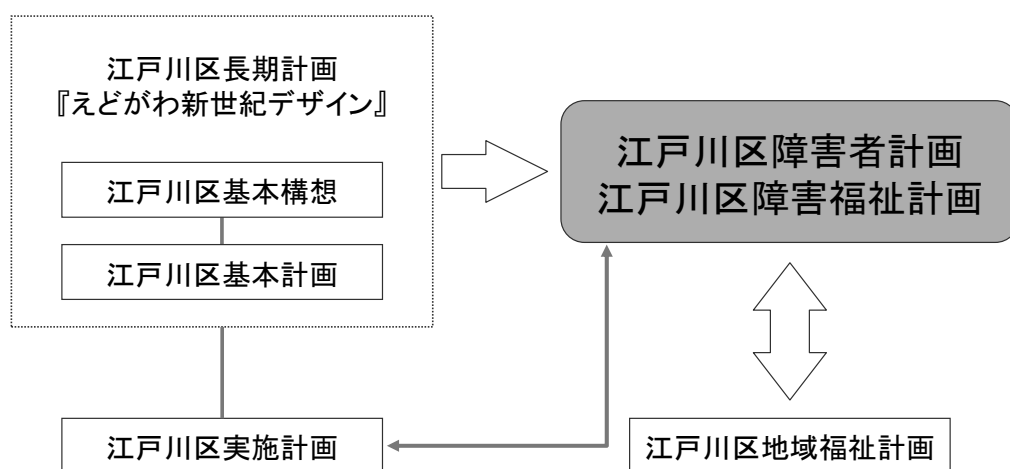
## 第2章 計画の位置づけと計画期間

### 1 計画の位置づけ

江戸川区障害者計画は、平成16年に改正された障害者基本法第9条第3項（障害者のための施策に関する基本的な計画）に基づく市町村障害者計画です。

また、江戸川区障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する市町村障害福祉計画です。

なお、両計画は、地方自治法第2条第4項による「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性をともにし、社会福祉法第107条の規定による「江戸川区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定されています。



### 2 計画期間

江戸川区障害者計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

また、第2期江戸川区障害福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、同様に平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
江戸川区長期計画 (障害者計画を包含)			江戸川区長期計画 障害者計画		
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画		

## 第2部

# 障害者福祉の現状



## 第2部 障害者福祉の現状

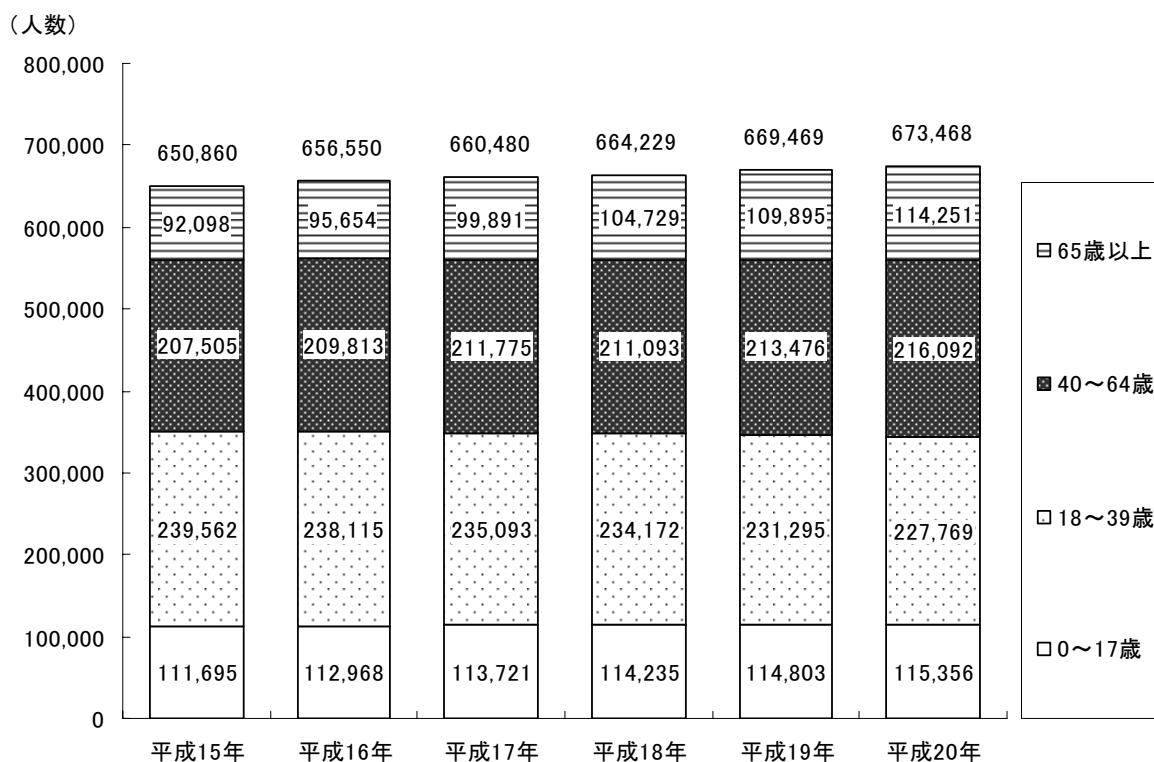
### 1 人口の推移

【登録人口（年齢4区分別）の推移】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	111,695	112,968	113,721	114,235	114,803	115,356
	18～39歳	239,562	238,115	235,093	234,172	231,295	227,769
	40～64歳	207,505	209,813	211,775	211,093	213,476	216,092
	65歳以上	92,098	95,654	99,891	104,729	109,895	114,251
	計	650,860	656,550	660,480	664,229	669,469	673,468
構成比(%)	0～17歳	17.2%	17.2%	17.2%	17.2%	17.1%	17.1%
	18～39歳	36.8%	36.3%	35.6%	35.3%	34.5%	33.8%
	40～64歳	31.9%	32.0%	32.1%	31.8%	31.9%	32.1%
	65歳以上	14.2%	14.6%	15.1%	15.8%	16.4%	17.0%

※人口は統計えどがわより  
 ※住民基本台帳人口+外国人登録者



江戸川区の人口の推移をみると、総人口は平成15年から平成20年にかけて毎年増加しています。

年齢4区分でみると、0～17歳人口、40～64歳人口、65歳以上の人口は増加傾向となっています。一方、18～39歳人口では減少が続いています。

各年齢区分の構成比をみると、65歳以上人口の人口全体に占める割合が緩やかに増えてきており、高齢化が進んでいます。

## 2 障害者手帳所持者の推移

### (1) 障害者手帳所持者（3障害合計）の推移

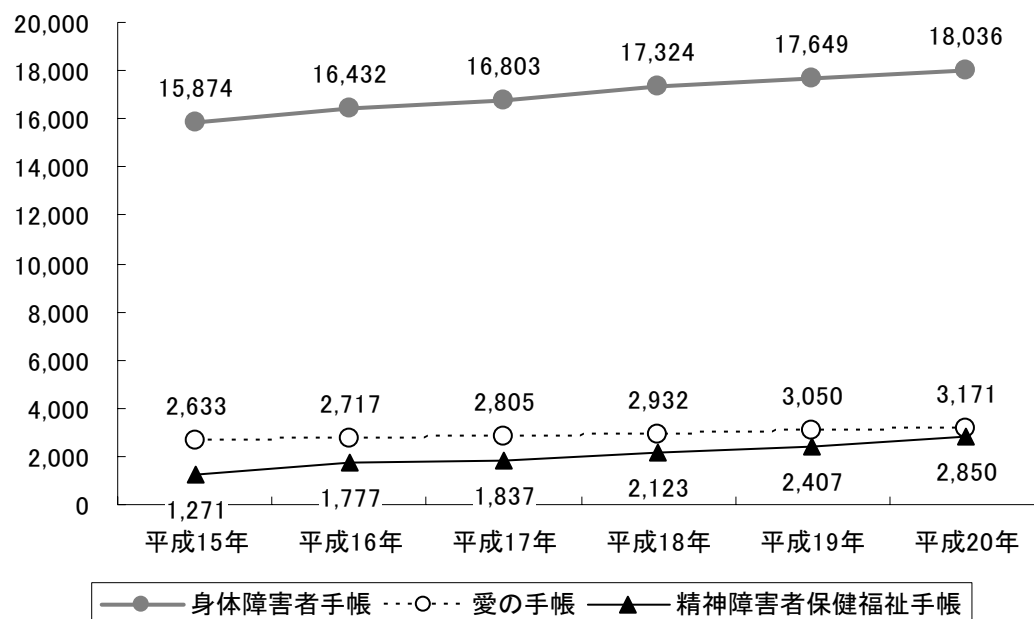
【障害者手帳所持者】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	人数	650,860	656,550	660,480	664,229	669,469	673,468
	対15年比	100.0%	100.9%	101.5%	102.1%	102.9%	103.5%
	障害者割合	3.0%	3.2%	3.2%	3.4%	3.5%	3.6%
障害者手帳所持者	所持者数	19,778	20,926	21,445	22,379	23,106	24,057
	対15年比	100.0%	105.8%	108.4%	113.2%	116.8%	121.6%
	身体障害者手帳	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649
愛の手帳	所持者数	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
	対15年比	100.0%	103.2%	106.5%	111.4%	115.8%	120.4%
	構成比	80.3%	78.5%	78.4%	77.4%	76.4%	75.0%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	1,271	1,777	1,837	2,123	2,407	2,850
	対15年比	100.0%	139.8%	144.5%	167.0%	189.4%	224.2%
	構成比	6.4%	8.5%	8.6%	9.5%	10.4%	11.8%

※障害者割合：障害者手帳所持者／人口  
※手帳所持者は福祉月報より

(手帳所持者数)



各手帳の所持者数をみると、平成15年から平成20年にかけて、どの手帳所持者数も毎年増加しています。

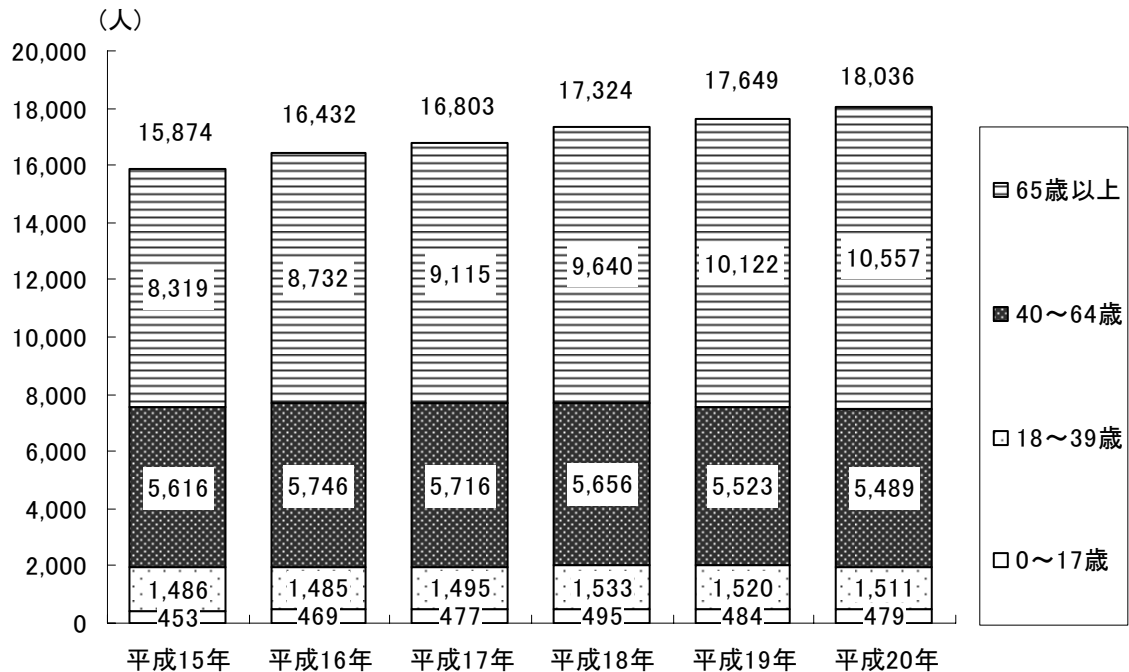
また、各手帳所持者が障害者手帳所持者全体に占める構成比をみると、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。

## (2) 身体障害者手帳所持者の推移

【身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	453	469	477	495	484	479
	18～39歳	1,486	1,485	1,495	1,533	1,520	1,511
	40～64歳	5,616	5,746	5,716	5,656	5,523	5,489
	65歳以上	8,319	8,732	9,115	9,640	10,122	10,557
	計	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
構成比(%)	0～17歳	2.9%	2.9%	2.8%	2.9%	2.7%	2.7%
	18～39歳	9.4%	9.0%	8.9%	8.8%	8.6%	8.4%
	40～64歳	35.4%	35.0%	34.0%	32.6%	31.3%	30.4%
	65歳以上	52.4%	53.1%	54.2%	55.6%	57.4%	58.5%



身体障害者手帳所持者について年齢4区分で見ると、65歳以上人口は増加しています。一方、0～17歳、18～39歳、40～64歳の人口は、平成19年、20年と減少傾向となっています。

各年齢区分の構成比をみると、65歳以上人口の全体に占める割合が増加しており、身体障害者の高齢化が進んでいます。

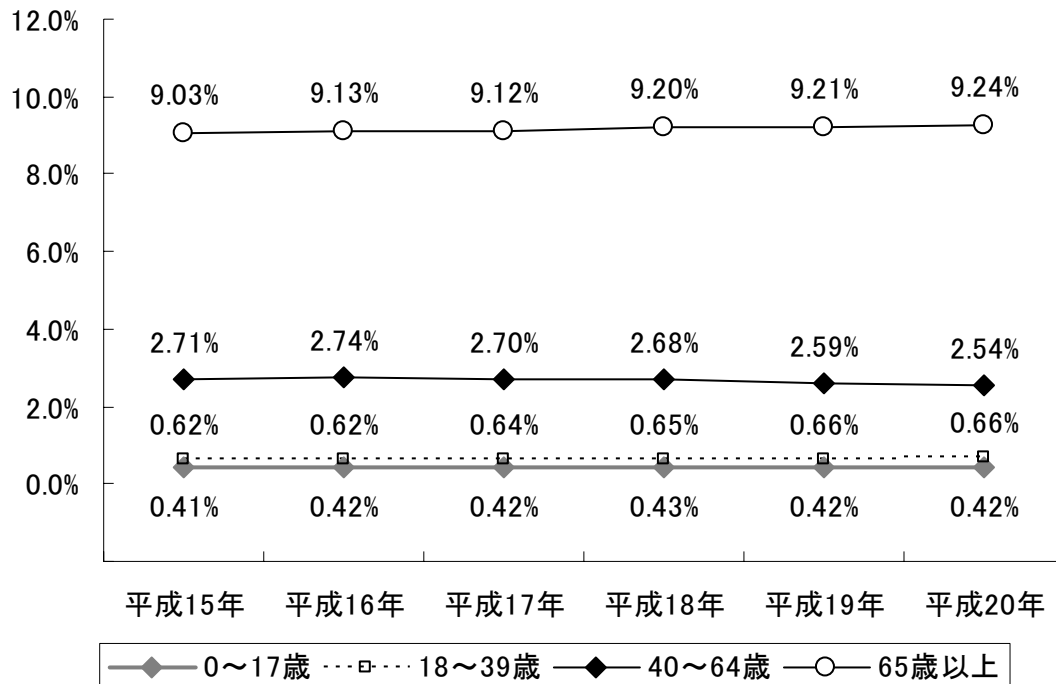
### 【参考】「身体障害者手帳」について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された人に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

【身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合】

（各年10月1日現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～17歳	0.41%	0.42%	0.42%	0.43%	0.42%	0.42%
18～39歳	0.62%	0.62%	0.64%	0.65%	0.66%	0.66%
40～64歳	2.71%	2.74%	2.70%	2.68%	2.59%	2.54%
65歳以上	9.03%	9.13%	9.12%	9.20%	9.21%	9.24%
計	2.44%	2.50%	2.54%	2.61%	2.64%	2.68%



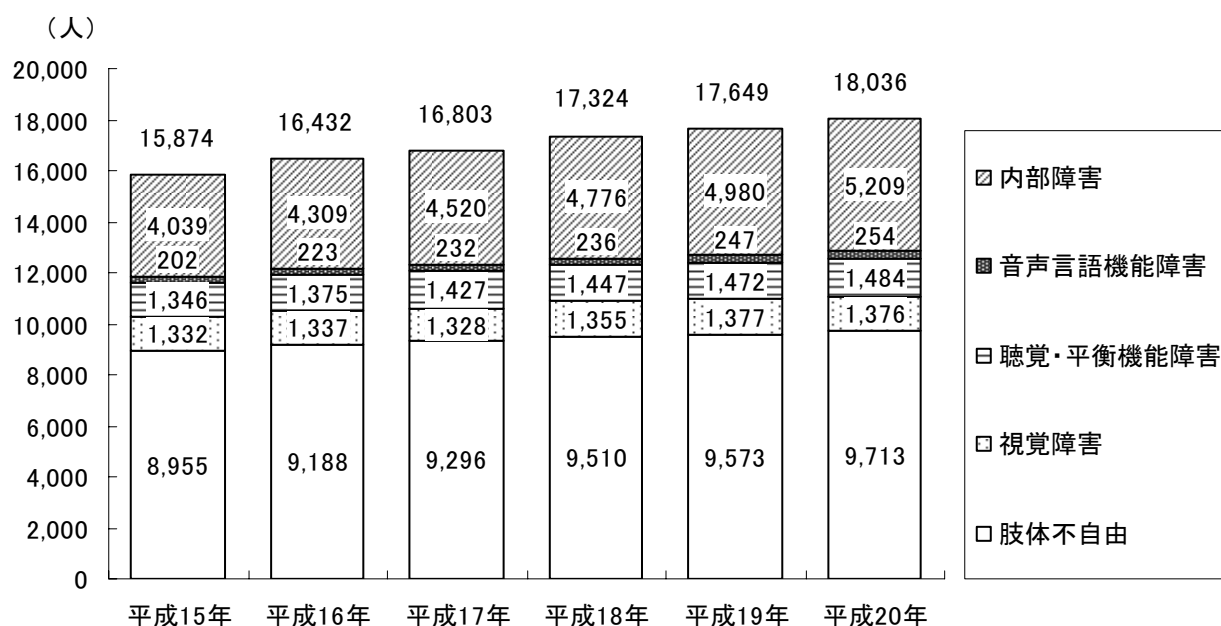
年齢4区分で平成15年から平成20年にかけての対人口割合をみると、0～17歳、18～39歳では対人口割合はほぼ横ばいとなっています。一方、40～64歳では対人口割合は減少傾向、65歳以上では緩やかではあるものの増加傾向となっています。



【身体障害者手帳所持者（障害別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者 手帳所持者	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
	対15年比	100.0%	103.5%	105.9%	109.1%	111.2%	113.6%
肢体 不自由	所持者数	8,955	9,188	9,296	9,510	9,573	9,713
	対15年比	100.0%	102.6%	103.8%	106.2%	106.9%	108.5%
	構成比	56.4%	55.9%	55.3%	54.9%	54.2%	53.9%
視覚障害	所持者数	1,332	1,337	1,328	1,355	1,377	1,376
	対15年比	100.0%	100.4%	99.7%	101.7%	103.4%	103.3%
	構成比	8.4%	8.1%	7.9%	7.8%	7.8%	7.6%
聴覚・平衡 機能障害	所持者数	1,346	1,375	1,427	1,447	1,472	1,484
	対15年比	100.0%	102.2%	106.0%	107.5%	109.4%	110.3%
	構成比	8.5%	8.4%	8.5%	8.4%	8.3%	8.2%
音声言語 機能障害	所持者数	202	223	232	236	247	254
	対15年比	100.0%	110.4%	114.9%	116.8%	122.3%	125.7%
	構成比	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
内部障害	所持者数	4,039	4,309	4,520	4,776	4,980	5,209
	対15年比	100.0%	106.7%	111.9%	118.2%	123.3%	129.0%
	構成比	25.4%	26.2%	26.9%	27.6%	28.2%	28.9%



障害部位について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての部位においてほぼ増加傾向となっています。

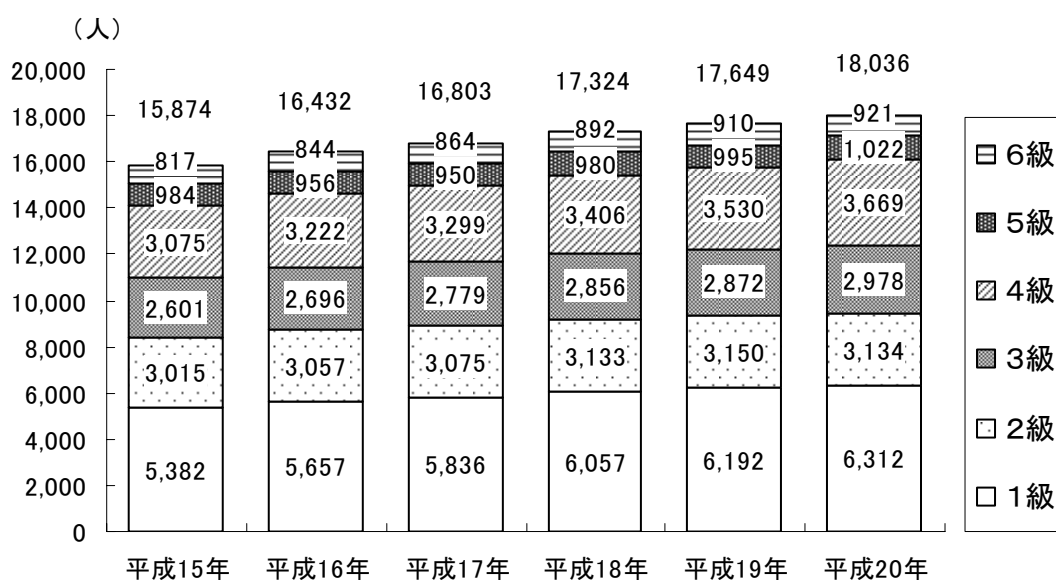
構成比をみると、肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は若干減少傾向、音声言語機能障害はほぼ同じ割合となっています。一方、内部障害は増加傾向となっています。

障害別の人数では、肢体不自由が最も多く、次いで多いのが内部障害となっています。

【身体障害者手帳所持者（等級別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障害者 手帳所持者	所持者数	15,874	16,432	16,803	17,324	17,649	18,036
	対15年比	100.0%	103.5%	105.9%	109.1%	111.2%	113.6%
1 級 (重度)	所持者数	5,382	5,657	5,836	6,057	6,192	6,312
	対15年比	100.0%	105.1%	108.4%	112.5%	115.1%	117.3%
	構成比	33.9%	34.4%	34.7%	35.0%	35.1%	35.0%
2 級	所持者数	3,015	3,057	3,075	3,133	3,150	3,134
	対15年比	100.0%	101.4%	102.0%	103.9%	104.5%	103.9%
	構成比	19.0%	18.6%	18.3%	18.1%	17.8%	17.4%
3 級	所持者数	2,601	2,696	2,779	2,856	2,872	2,978
	対15年比	100.0%	103.7%	106.8%	109.8%	110.4%	114.5%
	構成比	16.4%	16.4%	16.5%	16.5%	16.3%	16.5%
4 級	所持者数	3,075	3,222	3,299	3,406	3,530	3,669
	対15年比	100.0%	104.8%	107.3%	110.8%	114.8%	119.3%
	構成比	19.4%	19.6%	19.6%	19.7%	20.0%	20.3%
5 級	所持者数	984	956	950	980	995	1,022
	対15年比	100.0%	97.2%	96.5%	99.6%	101.1%	103.9%
	構成比	6.2%	5.8%	5.7%	5.7%	5.6%	5.7%
6 級 (軽度)	所持者数	817	844	864	892	910	921
	対15年比	100.0%	103.3%	105.8%	109.2%	111.4%	112.7%
	構成比	5.1%	5.1%	5.1%	5.1%	5.2%	5.1%



手帳の等級について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての等級においてほぼ増加しています。

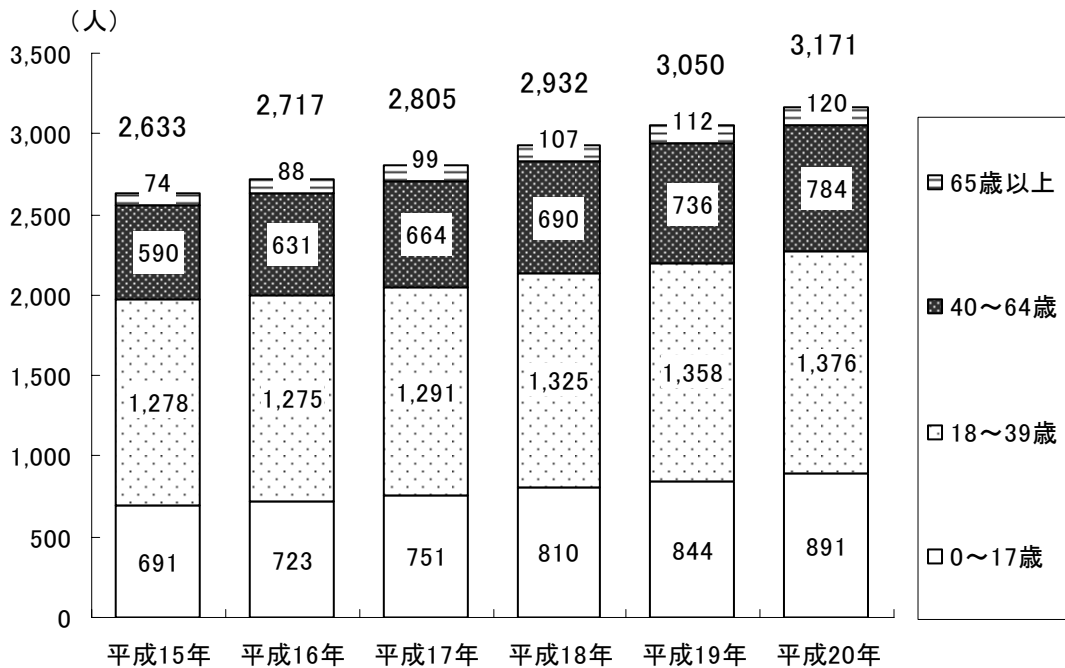
構成比をみると、1級及び4級の占める割合が増加傾向となっています。一方、2級及び5級の割合は減少傾向が続いています。

### (3) 愛の手帳所持者の推移

【愛の手帳所持者（年齢4区分別）】

(各年10月1日現在)

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実数	0～17歳	691	723	751	810	844	891
	18～39歳	1,278	1,275	1,291	1,325	1,358	1,376
	40～64歳	590	631	664	690	736	784
	65歳以上	74	88	99	107	112	120
	計	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
構成比(%)	0～17歳	26.2%	26.6%	26.8%	27.6%	27.7%	28.1%
	18～39歳	48.5%	46.9%	46.0%	45.2%	44.5%	43.4%
	40～64歳	22.4%	23.2%	23.7%	23.5%	24.1%	24.7%
	65歳以上	2.8%	3.2%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%



愛の手帳所持者について年齢4区分で見ると、すべての年齢において手帳所持者数が増加しています。

各年齢区分の構成比をみると、18～39歳が多くを占めています。

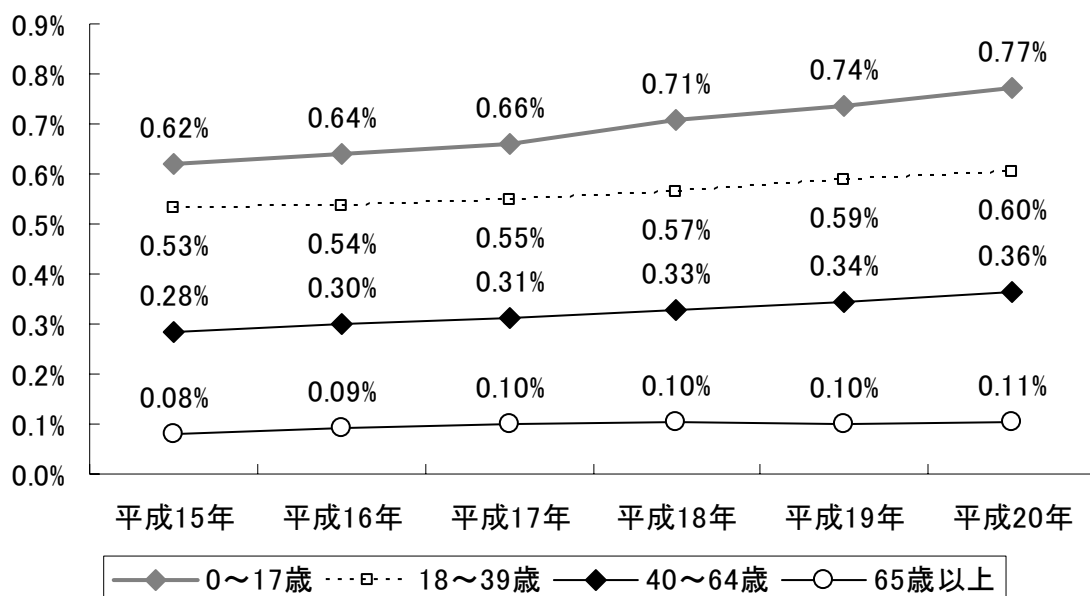
【参考】「愛の手帳（東京都療育手帳）」について

愛の手帳（東京都療育手帳）は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるため交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

【愛の手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合】

（各年10月1日現在）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～17歳	0.62%	0.64%	0.66%	0.71%	0.74%	0.77%
18～39歳	0.53%	0.54%	0.55%	0.57%	0.59%	0.60%
40～64歳	0.28%	0.30%	0.31%	0.33%	0.34%	0.36%
65歳以上	0.08%	0.09%	0.10%	0.10%	0.10%	0.11%
計	0.40%	0.41%	0.42%	0.44%	0.46%	0.47%

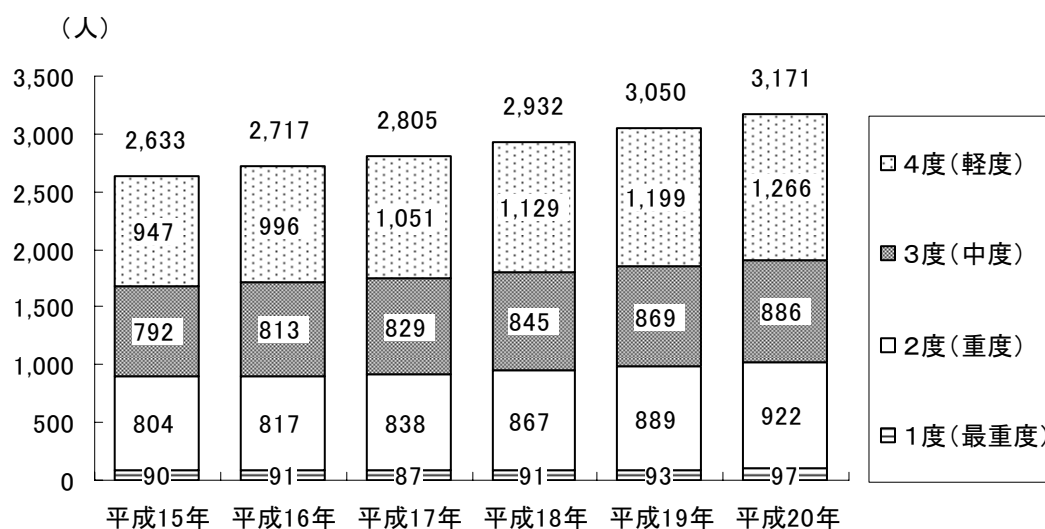


年齢4区分で平成15年から平成20年にかけての対人口割合をみると、0～17歳、18～39歳、40～64歳において、対人口割合が毎年増加傾向となっています。特に0～17歳において、平成17年から平成20年にかけて対人口割合の伸びが大きくなっています。65歳以上では対人口割合はほぼ横ばいとなっています。

【愛の手帳所持者（等級別）】

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
愛の手帳所持者	所持者数	2,633	2,717	2,805	2,932	3,050	3,171
	対15年比	100.0%	103.2%	106.5%	111.4%	115.8%	120.4%
1度 （最重度）	所持者数	90	91	87	91	93	97
	対15年比	100.0%	101.1%	96.7%	101.1%	103.3%	107.8%
	構成比	3.4%	3.3%	3.1%	3.1%	3.0%	3.1%
2度 （重度）	所持者数	804	817	838	867	889	922
	対15年比	100.0%	101.6%	104.2%	107.8%	110.6%	114.7%
	構成比	30.5%	30.1%	29.9%	29.6%	29.1%	29.1%
3度 （中度）	所持者数	792	813	829	845	869	886
	対15年比	100.0%	102.7%	104.7%	106.7%	109.7%	111.9%
	構成比	30.1%	29.9%	29.6%	28.8%	28.5%	27.9%
4度 （軽度）	所持者数	947	996	1,051	1,129	1,199	1,266
	対15年比	100.0%	105.2%	111.0%	119.2%	126.6%	133.7%
	構成比	36.0%	36.7%	37.5%	38.5%	39.3%	39.9%



手帳の等級について平成15年から平成20年にかけての推移を人数で見ると、すべての等級において増加傾向となっています。

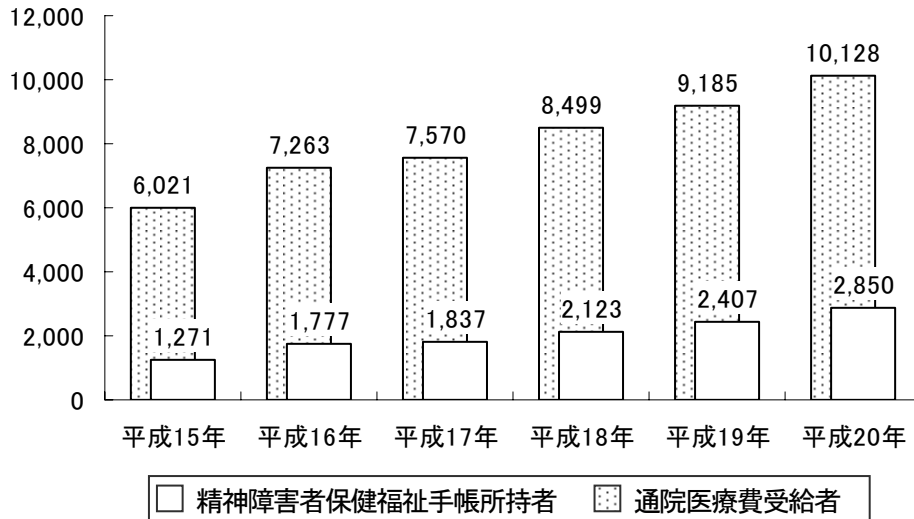
構成比をみると、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）の割合は減少傾向となっています。一方、4度（軽度）の割合は増加傾向となっています。

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

【精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害者通院医療費受給者】

(各年10月1日現在)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
精神障害者保健福祉手帳	1,271	1,777	1,837	2,123	2,407	2,850
通院医療費受給者	6,021	7,263	7,570	8,499	9,185	10,128



精神障害者保健福祉手帳所持者、精神障害者通院医療費受給者の推移をみると、平成15年から平成20年にかけて毎年増加しています。

【参考】「精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者通院医療費受給者」について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

精神障害者通院医療費受給者とは、自立支援医療制度による「精神障害者医療費受給者証」の交付を受けている人を指します。これは精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の、通院医療費の負担軽減を図るものです。

## (5) 障害程度区分認定者の推移

### 【障害程度区分認定者】

(各年10月1日現在)

平成18年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	84	134	72	32	46	128	496
知的障害者	48	103	113	81	54	29	428
精神障害者	9	4	4	0	0	0	17
合計	141	241	189	113	100	157	941

平成19年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	116	163	87	39	54	136	595
知的障害者	56	141	155	113	68	34	567
精神障害者	17	15	6	1	1	1	41
合計	189	319	248	153	123	171	1,203

平成20年	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	148	197	99	49	67	151	711
知的障害者	74	211	203	157	79	46	770
精神障害者	37	31	10	1	2	1	82
合計	259	439	312	207	148	198	1,563

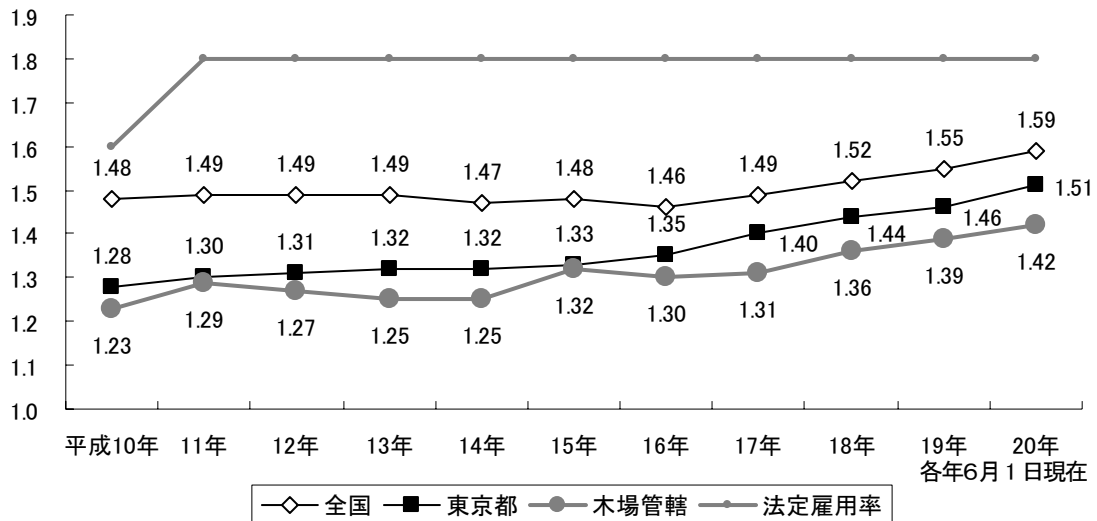
障害程度区分の認定者数は、平成18年から毎年増加しています。認定者数では知的障害者の数が最も多くなっていますが、認定者数の増加割合では精神障害者が最も高くなっています。

### 【参考】「障害程度区分」について

障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する際には、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の認定を行う必要があります。サービス利用を希望する障害のある人が区に申請を行うと、区は面接調査や審査会での総合的な判定に基づき、区分認定を行います。障害程度区分は、区分1から区分6に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

### 3 障害者の実雇用率の推移

【障害者の実雇用率の推移（一般民間企業分）】



出典：ハローワーク木場資料より江戸川区作成

ハローワーク木場管轄（江戸川区及び江東区）での実雇用率の推移をみると、平成10年からおおむね増加傾向となっています。平成11年から平成14年の間と、平成15年から平成16年にかけて一旦実雇用率が減少しましたが、平成16年からは毎年増加が続き、平成20年には1.42%となっています。

しかしながら、木場管轄の実雇用率は、全国、東京都の実雇用率を常に下回っており、平成20年では、全国との差が0.17ポイント、東京都との差が0.09ポイントとなっています。

なお、全国、東京都、木場管轄のいずれにおいても、平成20年時点では、法定雇用率の1.8%には達していません。

#### 【参考】「法定雇用率」とは

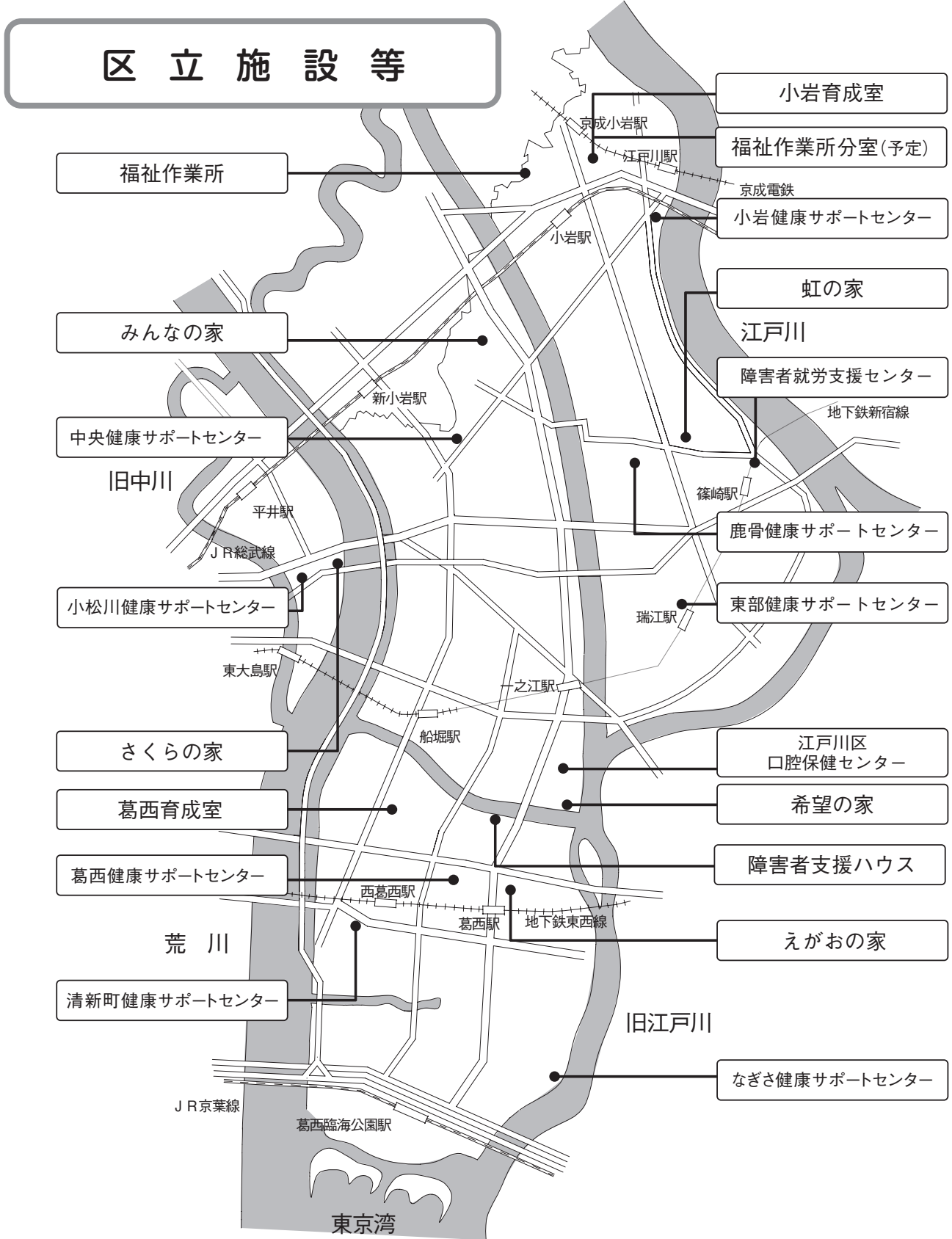
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）により、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられています。（平成18年4月より精神障害者も算定対象となっています。）

#### 【法定雇用率】

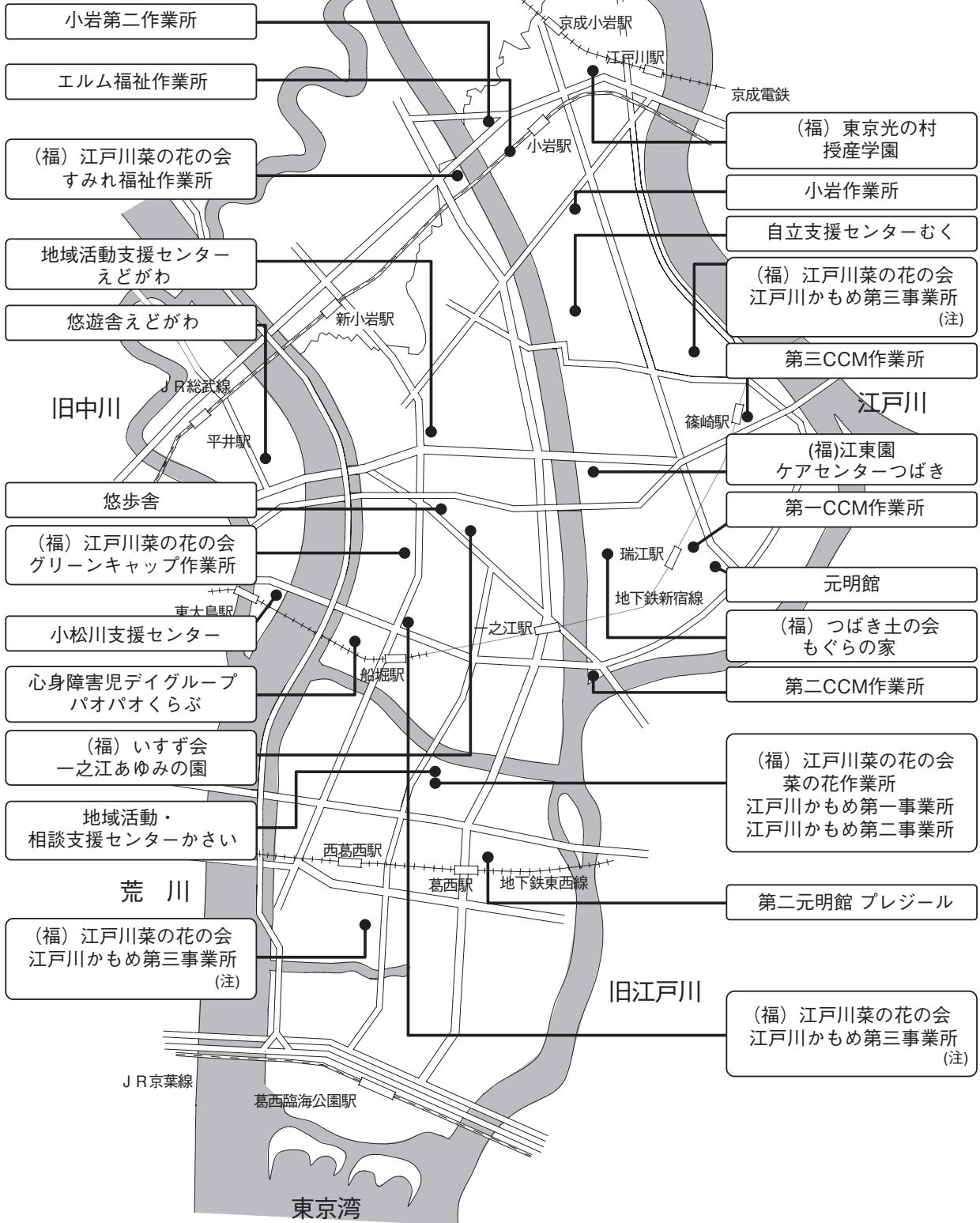
民間企業 一般企業(常用労働者数56人以上規模)	1.8%
特殊法人(常用労働者数48人以上規模)	2.1%
国、地方公共団体	2.1%
都道府県等の教育委員会	2.0%



## 4 区内障害者福祉施設の配置

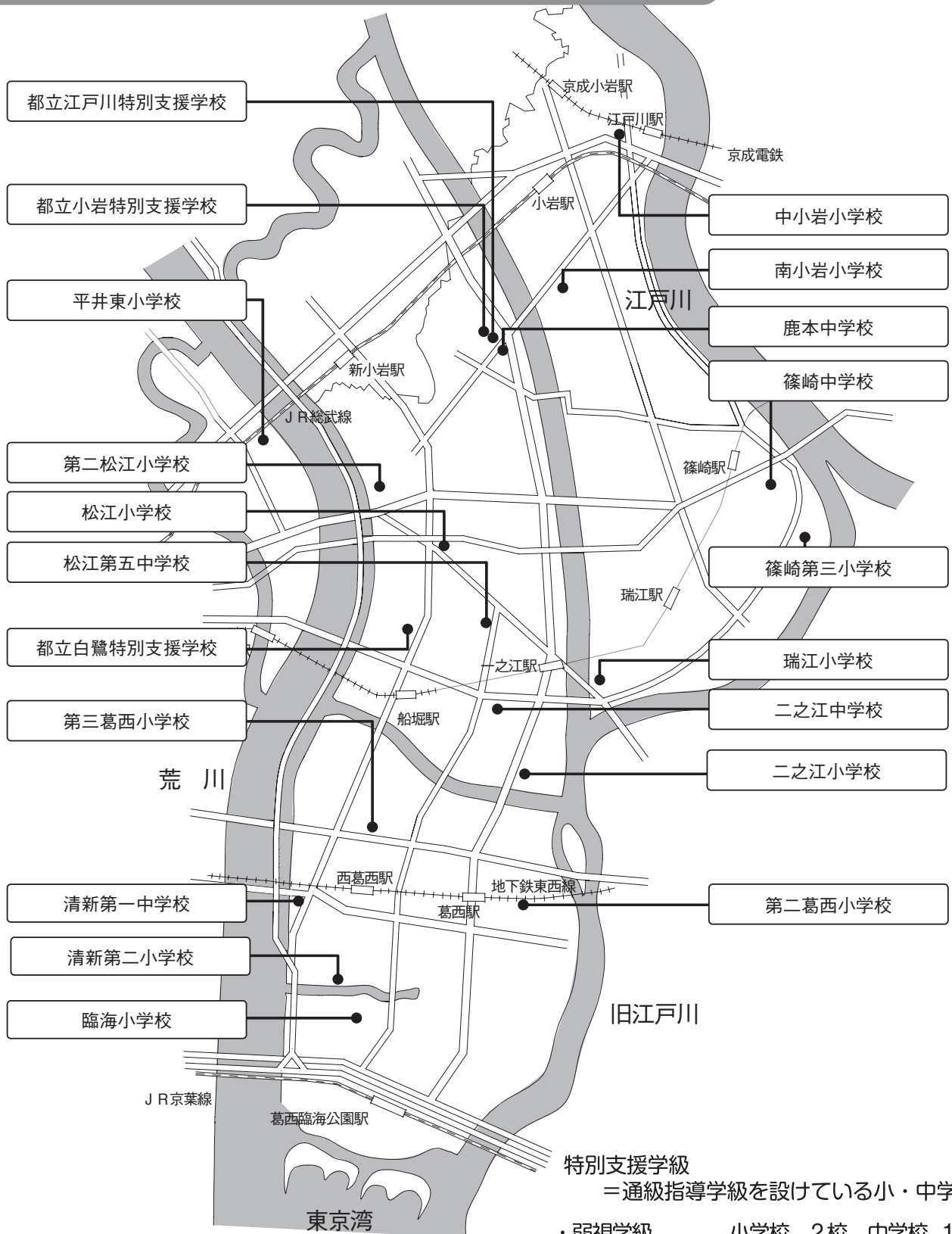


# 民間施設



(注) 第三かもめ福祉作業所・第六かもめ福祉作業所・アクティブ新田の3作業所が合併し、江戸川かもめ第三事業所として新サービス体系へ移行しました。

特別支援学校、特別支援学級を設けている小・中学校  
 (知的障害学級=固定学級のみ抜粋表示)



特別支援学級  
 =通級指導学級を設けている小・中学校

- ・弱視学級 小学校 2校 中学校 1校
- ・きこえの教室 小学校 2校 中学校 1校
- ・ことばの教室 小学校 2校
- ・情緒障害等学級 小学校 8校 中学校 3校

## 5 発達障害者及び高次脳機能障害者の現状

### 発達障害者（児）

- 平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、これまで制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としました。
- 発達障害者支援法では、発達障害のある人に向けた、それぞれの障害特性やライフステージ（年齢に伴って変化する生活段階）に応じた支援を、国、地方公共団体、国民に求めています。現在、東京都では、自閉症などの発達障害の人とその家族が安心した暮らしを営むことができるよう、総合的支援を行う拠点機関として東京都発達障害者支援センターが設置されています。
- 文部科学省が平成14年に実施した調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害等により学習や生活面で特別な支援を要する児童・生徒が6.3%程度の割合で存在する可能性が示されています。
- 東京都教育委員会が平成15年7月から9月にかけて実施した調査では、知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が4.4%と示されています。
- 江戸川区教育委員会が平成18年12月に区内全小・中学校を対象に行った実態調査の結果を分析すると、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により通常の学級内で支援を要する児童・生徒の出現率は、小・中学校とも1.3%となっています。
- 発達障害において、どんな能力に障害があるのか、それがどの程度なのか、またライフステージのどの段階において障害が発見されるのかは、人によって様々です。例えば、1歳6か月健診や3歳児健診によって早期に障害が見つかる場合、小学校に入学し高学年になってから見つかる場合、大学入学後や卒業後に見つかる場合などがあり、ライフステージの様々な段階に応じた支援が必要とされています。
- 江戸川区では、これまでもライフステージごとに、発達障害のある人のニーズに応じた支援に取り組んできました（50頁参照）。
- 今後は、相談を求めている人、支援を求めている人（必要としている人）に対して一層適切な対応が可能な環境・体制づくりをめざして、発達障害の実態把握に努めるとともに、関係機関による連携を図りながら、ライフステージを通した一貫した支援の流れを構築していきます。

## 高次脳機能障害者

- 高次脳機能障害とは、病気や交通事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの知的な機能の障害を指します。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的な症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。
- 平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する地域生活支援事業について、都道府県は専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を実施するものとされました。東京都では、特に専門性の高い相談支援事業の一つである「高次脳機能障害支援普及事業」について、東京都心身障害者福祉センターを支援拠点機関に定め、平成18年11月から同事業を実施しています。
- 東京都高次脳機能障害者実態調査検討委員会が平成20年3月にまとめた「高次脳機能障害者実態調査報告書」によれば、高次脳機能障害者数は、年間発生数3,010人、都内障害者数49,508人、原因疾患としては、脳血管疾患8割、事故後遺症1割と推計されています。これを、人口按分により、江戸川区の状況を推計してみると、年間発生数150人、区内障害者数2,475人となります。また、原因疾患は、東京都調査とほぼ同じと推計されます。
- こうした状況を踏まえ、江戸川区では平成19年度より高次脳機能障害のある人を対象とした講演会を開催するとともに、「家族のつどい」を隔月に開催し、実態の把握と情報の共有を図ってきました。
- 今後は、高次脳機能障害の実態把握に努めるとともに、高次脳機能障害のある人及びその家族等に対する相談事業の実施並びに関係機関等との連携、普及啓発事業を行うことにより、支援の充実を図ります。

## 発達障害及び高次脳機能障害をめぐる最近の動き

- 障害者自立支援法施行後3年の見直しについて、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）の障害者部会は平成20年12月に部会報告をまとめました。その中では、発達障害と高次脳機能障害を同法の対象に含まれることを明確化することの必要性が盛り込まれています。今後の法改正の動向等を注視し、引き続き関係機関による連携を図りながら、適切な対応を進めていきます。



## 第3部

### 障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）





## 第3部 障害者計画（障害者施策推進の基本的考え方）

### 第1章 障害者施策推進の基本理念

障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。

また、社会福祉法第3条では、福祉サービスの基本的理念として、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」とあります。

さらに、障害者基本法第3条では、基本的理念として、「1 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定しています。

これらの考え方は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、そして、障害者自立支援法のほか発達障害者支援法にも生かされています。

また、従来から国の障害者プラン（障害者基本計画）では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が謳われてきました。近年では、障害のある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくりをめざして、地域福祉の実現により、障害のある人がもともと持っている力を取り戻し、その力を発揮し、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを区民、地域、行政が一体となって推進していくことが求められています。

江戸川区では、「えどがわ新世紀デザイン～共育 協働 安心への道～（江戸川区長期計画）」において、理念として、「1 自立した個人、2 つながりと信頼、3 地球人としての発想」を掲げ、さらに、将来都市像として「創造性豊かな文化はぐくむ 水辺と緑かがやく 安心と活力ある 生きる喜びを実感できる都市」、基本目標を「1 人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち」、「2 学びと協働で 区民文化はぐくむ ふれあいのまち」、「3 すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち」、「4 自然豊かな 地球環境にやさしい やすらぎのまち」、「5 都市と産業が共存共栄する 活力に満ちた にぎわいのあるまち」、「6 楽しい暮らしを支え 安全 快適で 美しい魅力あふれる うるおいのまち」と定めています。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

## < 基本理念 >

### ○「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

### ○「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼し合い、また、互いに助け合い、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

### ○「社会参加」

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれ合い、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

## 第2章 障害者施策推進の基本目標

### 障害のある人のために

障害のある人にとって、必要なサービスを利用しながら、住みたい地域の中で自立した生活ができることが大切です。障害のある人が安心していきいきと暮らせるように、地域社会全体でその生活を支えるとともに、福祉のまちづくりに努めていきます。障害者計画では、基本理念を踏まえ、以下の3点を障害者施策推進の基本目標とします。

#### <基本目標>

- 生活支援の充実
- 理解促進
- やさしいまちづくり

#### ○ 生活支援の充実

障害のある人が地域において、必要かつ適切なサービスを利用することにより、生活の質を高めつつ自立した日常生活を営むとともに、生きがいを持って、地域社会で活動することができるよう、相談支援体制の構築やさまざまな障害の特性に配慮した在宅サービス、施設サービスを整備促進します。

#### ○ 理解促進

子どもの頃から福祉や障害のある人への関心を高めていくとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図り、障害のある人についての理解を促進していきます。これにより、地域での福祉ネットワークの形成や、ノーマライゼーションの理念の実現をめざします。

#### ○ やさしいまちづくり

障害のある人に限らず、すべての人が移動しやすいまちづくり、使いやすい施設づくりをめざします。これにより、障害のある人がさまざまな活動に取り組むとともに、地域社会に貢献できるようにしていきます。

## 第3章 施策の背景

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支えていくことが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助け合い、支え合う、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

### ○「生活支援の充実」のために

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、さまざまな情報を利用者本位の視点で提供し、相談に応じられる体制と、一人ひとりの権利を護ることにより、安心して暮らしていける体制を構築していく必要があります。

また、障害のある人一人ひとりのニーズに対応した、適切な支援を実施するため、保健・医療の充実、自宅や施設を利用したサービスが適切に提供されるよう、サービス提供基盤の充実に努める必要があります。

あわせて、就学や就労の支援や年金や手当等のさまざまな制度の活用により、経済的に自立できるよう支援していく必要があります。

### ○「理解促進」のために

障害のある人とその家族が、地域において生活の質を高めつつ自立した生活を送れるようにするためには、障害や障害のある人に対して「特別な人ではない」「特別な社会ではない」というノーマライゼーションの理解を一層深めていく必要があります。

そのため、さまざまな機会を通じて、障害や障害のある人を理解するための啓発・広報や障害のある人と触れ合う機会をつくっていく必要があります。

### ○「やさしいまちづくり」のために

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報等にわたり、バリアフリー化をさらに推進していく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進していく必要があります。

以上のことから、次のような障害者施策の体系を定めるものとします。

## 第4章 施策の体系

大項目		中項目	
1	情報提供、相談支援、 権利擁護の充実 [生活支援の充実]	(1)	情報提供・コミュニケーション支援体制の充実
		(2)	相談支援の充実
		(3)	権利擁護体制・成年後見制度の充実
2	障害者手帳の交付 [生活支援の充実]	(1)	障害者手帳の交付
3	保健・医療の充実 [生活支援の充実]	(1)	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
		(2)	保健・医療サービスの充実
4	サービス提供基盤の充実 [生活支援の充実]	(1)	居住支援の充実
		(2)	居宅でのサービスの充実
		(3)	施設を利用したサービスの充実
		(4)	介護家族の支援
		(5)	補装具・日常生活用具の利用の推進
		(6)	経済的自立の支援
5	生活環境の整備 [やさしいまちづくり]	(1)	移動の円滑化支援
		(2)	バリアフリー化等の推進
		(3)	防災対策の推進
6	育成・教育の推進 [生活支援の充実]	(1)	療育・保育・特別支援教育の推進
7	雇用・就業の推進 [生活支援の充実]	(1)	就労支援の推進
		(2)	雇用の場の拡大
8	区民の理解、交流、 社会参加の推進 [理解促進]	(1)	障害者理解の促進
		(2)	ボランティアの養成・活動の促進
		(3)	生涯学習・スポーツ文化振興の推進
9	基盤づくり [生活支援の充実]	(1)	福祉ネットワークの形成
		(2)	サービスの質の確保
		(3)	人材育成

## 第5章 施策の方向性と主な事業展開

### 1 情報提供、相談支援、権利擁護の充実

障害のある人一人ひとりの能力を引き出し、自立・社会参加を支援するため、障害特性に対応した情報提供の充実を図るとともに、相談窓口を充実します。また、成年後見制度などの利用の拡大、普及を図ることにより、障害のある人の権利を守り、地域での生活を支えています。

#### (1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

##### ① 障害に関する情報提供体制の充実

障害者支援ハウス内の障害者自立生活支援センターにおいて、障害のある人に必要な情報の提供を充実します。

##### ② 区のお知らせの工夫

広報、ホームページでは、障害の状態に応じた情報の伝達方法を工夫します。

##### ③ コミュニケーション支援事業の充実

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
声のたより	区のお知らせ・インタビュー等を収録したCD・カセットテープを毎月発行しています。
声の広報	「広報えどがわ」「区議会だより」のすべての内容を収録したデージーCD・カセットテープを毎月発行しています。
点字広報	区のお知らせを中心とした制度・事業等を紹介する点字広報を毎月発行しています。
公式ホームページ	視力の弱い人や色の識別が苦手な人、日本語を読むのが苦手な人が快適に閲覧するためのアクセシビリティ・サポートツール(音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更等)を導入しています。
声の便利帳	くらしの便利帳を収録したデージーCD・カセットテープを発行しています。
えどがわ区民ニュース	字幕の入った広報ビデオ「えどがわ区民ニュース」を毎月制作し、区役所・各事務所ロビー等や区内ケーブルテレビで放映しています。また、区役所、図書館でDVD・VHSを貸し出しています。

手話通訳派遣事業	聴覚・言語障害者が、病気・役所の手続き・子どもの教育などの場面で健聴者との意思疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣します。
要約筆記派遣事業	手話通訳と同様に健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。
福祉電話使用料の助成に関する事業	重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。
福祉電話の貸与に関する事業	重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。

## (2) 相談支援の充実

### ① 障害に関する身近な相談体制の充実

障害のある人が、日常生活について、いつでも気軽に相談できるように、訪問相談や情報技術などを活用した専門家による相談サービスなどを充実します。特に、精神障害のある人については、地域での安定した生活をサポートできる場を整えていきます。

### ② 健康への個別相談や仲間づくりの支援

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談や、ともに支え合う仲間づくりへの支援を行います。

### ③ 障害者自立生活支援センターの推進

障害者支援ハウス内の障害者自立生活支援センターにおいて、ケアマネジメントを積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリングや、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。

### ④ 就学相談の充実

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制を整備します。

### ⑤ バリアフリーに関する相談支援

住まいのバリアフリー推進のため、バリアフリーに関する相談等に応えます。

### ⑥ 地域自立支援協議会の設置

相談支援事業を適切に実施するにあたり、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進します。

## 主な事業展開

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の相談業務を、障害者福祉課などの窓口で行います。また、地域の相談員の資質向上を図るなど相談事業の拡充を行います。
自立生活支援センターに関する事業	利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害のある人の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行います。また、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を行います。
心身障害者相談員に関する事業	障害のある人の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。
こころの健康相談事業	こころの病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。
閉居訪問に関する事業	精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。
リハビリ相談	リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては家庭に赴いて対応します。
発達専門相談事業	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。
高次脳機能障害の専門相談事業	高次脳機能障害が疑われる当事者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な支援が受けられるよう相談事業を実施します。
就学相談	心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行っています。子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育をうけるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。
地域自立支援協議会の開催	江戸川区の障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催していきます。



### (3) 権利擁護体制・成年後見制度の充実

#### ① 権利擁護システムなどの整備

社会福祉協議会の安心生活センターを権利擁護の中心的な機関として位置づけ、判断能力に不安を持つ障害のある人などが安心して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化していきます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
安心生活サポート事業 (地域福祉権利擁護事業)	判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。 ・福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助 ・日常的な金銭管理の援助、通帳・権利書など重要書類の預かり
成年後見制度利用支援事業	社会福祉協議会が実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業として位置付け、充実を図ります。

## 2 障害者手帳の交付

### (1) 障害者手帳の交付

#### ① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害（視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能に障害）のある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度により1級（重度）から6級（軽度）に区分されます。

#### ② 愛の手帳

愛の手帳は、知的発達障害のある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度により1度（最重度）から4度（軽度）に区分されます。

#### ③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。障害の程度により1級（重度）から3級（軽度）に区分されます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業	身体障害者手帳を取得するとき添付する診断書の費用を、身体障害者（児）又はその扶養義務者に助成します。

### 3 保健・医療の充実

障害のある人に対して、適切な保健・医療サービスを提供し、生活の質を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、早期発見と対応に努めます。また、こころの病についても医療的ケアの充実を図ります。

#### (1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

##### ① 障害の早期発見、早期治療

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児療育施設などとの連携を図ります。

##### ② 心の健康を保つための正しい情報の提供と啓発

区民が心の健康に関心をもち、精神的ストレスによる睡眠障害などの心の問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見でき適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、心の健康を保つための啓発活動を進めます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
妊婦健康診査事業	妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。
乳幼児健康診査事業	乳幼児期に以下のような健康診査を実施しています。 ・3・4か月児健康診査 ・6か月児・9か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・乳幼児経過観察健診 ・乳幼児精密健診
心理相談	言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。
発達専門相談事業(再掲)	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。
高次脳機能障害の専門相談事業(再掲)	高次脳機能障害が疑われる当事者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な支援が受けられるよう相談事業を実施します。
こころの健康相談事業(再掲)	こころの病気を疑うさまざま症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。
こころの健康ホットライン	専用電話を設置し、現代のストレス社会におけるこころの悩み相談に応じます。
閉居訪問に関する事業(再掲)	精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。
酒害本人ミーティングに関する事業	酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。

## (2) 保健・医療サービスの充実

- ① リハビリテーション相談の実施  
疾病や加齢により身体に障害のある人のリハビリテーションに関する相談・支援を行います。
- ② 訪問健康診査・訪問看護の充実  
在宅重症障害児（者）の在宅での安定した家庭療育を支援するため、在宅サービスについてのコーディネート機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。
- ③ 障害者歯科診療の実施  
歯科医師会と協力・連携し、江戸川区口腔保健センターにおいて障害者歯科診療を行います。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
自立支援セミナー	脳卒中後遺症等による障害をもち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室
リハビリ相談(再掲)	リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては家庭に赴いて対応します。
江戸川区口腔保健センター 障害者歯科診療	江戸川区口腔保健センターにおいて、障害のために、地域の歯科医院で治療を受けることが困難な人の歯科診療を行います。

## 4 サービス提供基盤の充実

利用者本位の考え方に立って、障害のある人一人ひとりの多様なニーズに対応するため、住むことに対する支援のほか、居宅でのサービスや施設を利用したサービスを充実し、あわせて介護する家族を支えています。また、地域で自立した生活が送れるよう、年金や手当等の支給のほか、各種の費用を助成します。

### (1) 居住支援の充実

#### ① グループホーム、ケアホームなどの整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、グループホーム、ケアホームなどの整備を促進します。また、暮らしやすいバリアフリー仕様の民間住宅の整備を促進します。

#### ② 既存住宅の改善

障害のある人が住み慣れた地域に住み続けていくために必要な住宅改造については、福祉や健康施策との連携を図りながら、住まいの改造助成制度や心身障害者住宅整備資金貸付制度の活用を促進していきます。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
グループホームの委託に関する事業	知的障害者の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行うグループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。
グループホームの家賃助成に関する事業	グループホームを利用する知的障害者が支払った家賃のうちの一定額を助成します。
知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業	区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。
重度身体障害者グループホームへの助成に関する事業	社会福祉法人等が行う重度身体障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。
住まいの改造助成に関する事業	介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。
住宅整備資金の貸付けに関する事業	心身障害者(児)の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に、快適な住環境の整備を促進するため、資金を貸付けます。
民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業	民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。
福祉ホームに関する事業	家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えると共に、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。

## (2) 居宅でのサービスの充実

### ① 地域生活支援事業の充実

障害のある人の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスの充実に努めます。また、障害のある人の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイト（一時的休息）などを推進します。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
巡回入浴サービスに関する事業	家庭での入浴が困難な重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。
寝具乾燥消毒サービスに関する事業	常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒や水洗いクリーニングを行います。
福祉理美容サービスに関する事業	常時複雑な介護を要する在宅の重度障害者(児)に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、自宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。
紙おむつ等の支給に関する事業	常時紙おむつが必要な障害者(児)に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、紙おむつ・おむつカバー・防水シーツを支給します。
おむつ使用料の助成に関する事業	区で支給する紙おむつの使えない病院に入院した人を対象に、経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料を助成します。
福祉電話の貸与に関する事業(再掲)	重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。
民間緊急通報システムの設置に関する事業	ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、警備会社と連携した緊急通報システム「マモルくん」を設置します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業	緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。

### (3) 施設を利用したサービスの充実

① 日中活動系施設、居住系施設の整備

必要に応じて日中活動系施設の整備を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、区内での知的障害者、身体障害者及び精神障害者向けの居住系施設の整備を支援します。

② 地域移行への支援

身近な地域にデイケアセンターや地域活動支援センター、作業所、グループホームなどの施設を確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて地域移行への支援を強化します。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
福祉作業所に対する助成に関する事業	在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。
心身障害児デイサービスに関する事業	学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。
グループホームの委託に関する事業(再掲)	知的障害者の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、日常生活における援助を行うグループホームの運営等に要する経費の一部を助成します。
知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業(再掲)	区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。
更生訓練費に関する事業	肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。
地域生活支援センターに関する事業	精神障害者が利用する地域活動支援センターでの生活支援事業の充実を図ります。
共同作業所に関する事業	精神障害者へ通所による生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。
心の専門グループワークに関する事業	回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。
自立支援セミナー(再掲)	脳卒中後遺症等による障害をもち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室

## (4) 介護家族の支援

### ① 介護家族と家族会等への支援

障害のある人自身のみならず、介護に当たる家族の精神的、肉体的な負担も大きくなっていることから、居宅サービスと合わせ介護に当たる家族に対して、激励に関する事業を行い、訪問・相談も含めた支援策を充実していきます。

また、家族会等の当事者団体の支援をしていきます。

介護に当たる家族が、緊急的に介護することが困難になった際には、一時的に障害のある人を保護します。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
重度脳性まひ者の介護に関する事業	重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、家族介護者に対し介護券を給付します。
介護者の激励に関する事業	複雑な介護を要する重度心身障害者(児)の介護家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように映画鑑賞券を給付します。
家族会の支援に関する事業	精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。
家族教室に関する事業	統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。
家族交流会に関する事業	こころの病をもつ人の家族を対象に、悩みを話し合ったり、病気、福祉制度の知識などについて学ぶため実施します。
思春期家族交流会に関する事業	思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また、話し合いを通して家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。
酒害家族教室に関する事業	飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。
日帰りショート(日中一時支援)に関する事業	在宅の心身障害者(児)の保護者又は家族が、疾病・事故等で一時的に障害者(児)を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。
短期入所(再掲)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業(再掲)	緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。



## (5) 補装具・日常生活用具の利用の推進

### ① 日常生活用具給付に関する事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

### ② 補装具に関する事業

障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢や装具、車いす等の補装具費を支給します。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、在宅の障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
車いすの貸与に関する事業	長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。
補装具費の給付	補装具の給付と修理を行います。

## (6) 経済的自立の支援

### ① 手当の支給と助成事業

障害のある人の経済的自立とその家庭の生活安定を図るため、各種手当の支給や助成事業を行っています。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
各種手当の支給	心身障害者福祉手当、障害手当[児童育成手当]、難病患者福祉手当、育児手当[児童育成手当]を支給しています。 また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。
医療費の助成	心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。
自立支援医療の給付	更生医療、育成医療、精神通院に対して医療費が給付されます。
扶養共済制度	心身障害者扶養共済があります。
年金	障害者を対象に支給されている年金として障害者基礎年金と障害年金・障害手当金があります。
福祉電話使用料の助成に関する事業(再掲)	重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。
福祉電話の貸与に関する事業(再掲)	重度心身障害者(児)のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。
自動車燃料費の助成に関する事業	社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
タクシー利用の助成に関する事業	車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。
更生訓練費に関する事業(再掲)	肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。
就学奨励費	特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。

## 5 生活環境の整備

誰もが快適で生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。これにより、障害のある人もない人も含めすべての人が安全に安心して生活し社会参加できるようにしていきます。また、自助、共助、公助の観点から防災対策を推進します。

### (1) 移動の円滑化支援

#### ① 移動の円滑化支援

屋外での移動に支援の必要な障害のある人に対して、円滑な外出ができるよう支援します。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
福祉有償運送に関する事業	身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。
車いすの貸与に関する事業(再掲)	長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。
リフト付福祉タクシーの委託に関する事業	重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーの運行を委託します。
ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業	地域障害者の足となり、福祉運送事業を運営している、NPO法人事業者に対し、助成していきます。
自動車燃料費の助成に関する事業(再掲)	社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
自動車改造費の助成に関する事業	社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する経費を助成します。
自動車運転教習費の助成に関する事業	日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。
タクシー利用の助成に関する事業(再掲)	車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。
補助犬の給付	障害のある該当の人に補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。
移動支援事業	身体障害者等、屋外での移動が困難な障害者の外出をガイドヘルパーが支援します。

## (2) バリアフリー化等の推進

### ① ユニバーサルデザインの促進

障害のある人だけでなく、誰にとっても安心して、暮らしやすい住環境の整備を支援します。道路空間や交通機関などにおいても、誰もが移動しやすく、移動が楽しくなるようなまちづくりを進めます。

### ② 誰にもやさしい道づくりの推進

障害のある人が安心して利用できる歩行環境を整備するため、点字ブロックや使いやすい横断歩道の設置、段差の解消、歩行者ネットワークの充実等、誰にもやさしい道づくりを推進します。また、道路の性格に合わせて通過交通を排除する等、住宅地の交通環境の充実を図ります。

### ③ 住宅のバリアフリー化

公共住宅、民間住宅を問わず、バリアフリー化に向けて、新築時の対応や既存住宅の改善を事業者・オーナーへ要望していきます。

さらに、新築時のバリアフリー対応に対し、住宅等整備事業における基準等に関する条例による指導や支援をしていきます。

### ④ 区施設のバリアフリー化

障害のある人にとって利用しやすい環境整備として、エレベーター等について、施設の改修等にあわせて整備を進めます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
歩道巻き込み部の段差解消	道路改修箇所にあわせて改修していきます。
視覚障害者用誘導ブロックの改修	道路改修箇所にあわせて改修していきます。
音声誘導装置の設置	視覚障害者の移動を支援する音声誘導装置を、公共施設や駅・バス停などに順次設置していきます。
バリアフリーマップの改訂・周知	障害者団体との協働により、バリアフリーマップの改訂版を作成し、周知の上、配布していきます。
住まいの改造助成に関する事業(再掲)	介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。
住宅整備資金の貸付けに関する事業(再掲)	心身障害者(児)の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に、快適な住環境の整備を促進するため、資金を貸付けます。

### (3) 防災対策の推進

#### ① 避難誘導

障害者や高齢者等の災害時要援護者は、災害への対応力が弱いと見られるため、防災関係機関や自主防災組織等が、地域社会において、これらの人々を災害から守る協力体制を整えていくことが必要です。避難の勧告・指示が出された場合、または避難の勧告・指示が出される前であっても災害が発生する恐れがある場合には、区は防災関係各機関の協力体制の下で、地域・避難所・避難の方法等を地域住民に周知するとともに、あらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう誘導し、災害時要援護者の避難支援体制を整えます。

#### ② 二次避難所の指定等災害時要援護者受け入れ体制の整備

障害のある人に対し、状況に応じ介護など必要なサービスを提供するため、福祉施設等を二次避難所として指定するなど、災害時要援護者受け入れ体制を整備します。

#### ③ 住民の防災行動力の向上

地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

#### ④ 福祉施設利用者等の安全対策

施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠であるため、施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図ります。

また、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、福祉施設等の職員に対して防火講習を行うなど、自衛消防力の向上を図ります。

## 6 育成・教育の推進

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関の連携により、療育・保育・特別支援教育を推進します。

### (1) 療育・保育・特別支援教育の推進

#### ① 療育連絡会の整備

乳幼児期から始まる療育の各段階での一貫性を保つために、療育の連絡会を整備し、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

#### ② 障害児の成長の支援

育成室において機能訓練、相談等を実施するとともに、巡回発達相談の充実を図り、障害児の成長を支援します。

#### ③ 多様な保育サービスの提供

障害児の保育については、さまざまなニーズに応えられるようきめ細かな対応をしていきます。

#### ④ 障害児療育の充実

発達障害に関する相談、親子グループ等の相談支援を充実します。

#### ⑤ 特別支援学級の充実

障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じて、特別支援学級を適正に配置します。また、通常学級と特別支援学級の交流教育をいっそう推進し、多くの子どもたちとの交流の中で、成長と自立を支援する体制を整えます。

#### ⑥ 就学相談の充実（再掲）

就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制を整備します。

#### ⑦ 特別支援教育の推進

障害のある子どもたちのもつ能力・特性を最大限に伸ばし、乳幼児期から就労まで生涯を見通した教育を行います。そのために、だれもが、障害を正しく理解し、ともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶために、特別支援教育を推進します。また、それぞれの障害及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
心理相談(再掲)	言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。
心理経過観察集団指導	精神発達、対人関係、コミュニケーションに問題・障害のある児とその保護者を対象に集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。

発達専門相談事業(再掲)	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。
育成室	早期療育、発達相談の充実を図ります。
保育園巡回発達相談	発達障害児を対象とした巡回相談の充実を図ります。
特別支援教育の推進	校内委員会の充実、支援教育コーディネーターの資質向上、専門家チームの派遣等を推進していきます。
心身障害児デイサービスに関する事業(再掲)	学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。

## 7 雇用・就業の推進

雇用・就業は、障害のある人が地域でいきいきと生活していくための重要な柱です。働くことを希望する人が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、経済的自立が図れるように、福祉や教育と連携した支援を行うことにより、障害のある人の就労支援を推進します。

### (1) 就労支援の推進

#### ① 障害のある人の自立に向けた環境づくり

心身障害や精神障害のある人の経済的な自立を支援するため、職業訓練・就業指導を充実させるとともに、サービス業などを含めた多様な就労の場を確保していきます。特に、精神障害のある人については、仲間づくりや医療的ケアなどを含めた総合的な就労支援を充実させていきます。

#### ② 民間の福祉作業所への支援

利用者に対するサービスが安定的に提供できるよう、事業運営に必要な支援を行います。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
障害者就労支援センターにおける訓練事業	一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる障害者に対して就労に関する支援を行います。
福祉作業所に対する助成に関する事業(再掲)	在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。
共同作業所に関する事業(再掲)	精神障害者が通所により、生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。
更生訓練費に関する事業(再掲)	肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。



## (2) 雇用の場の拡大

### ① 就労の促進

ハローワーク（公共職業安定所）と連携を図りながら、企業への就労促進に努めます。

あわせて、障害者の雇用に深い理解を示し、雇用実績のある企業を表彰するなど、企業に対して障害者雇用の一層の理解と協力を求めます。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
障害者雇用優良企業表彰に関する事業	障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。
障害者就労支援・雇用促進フェアの開催	障害者の就労支援と企業における雇用促進を目的に、講演会やシンポジウム、面接会等を行います。

## 8 区民の理解、交流、社会参加の推進

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう、障害及び障害者に関する理解を促進するため、啓発・広報活動を推進していくほか、ボランティアの養成・活動を推進します。あわせて、障害のある人が、これまで以上にスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動等に参加できるようにしていきます。

### (1) 障害者理解の促進

#### ① 障害のある人についての理解の促進

障害のある人に対する区民の理解を深め、障害者施策への取組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での生活を支えられるよう多様な啓発活動を行います。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
障害者作品展への助成に関する事業	障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。
地域生活支援センターに関する事業	地域活動支援センターにおいて地域交流の充実を図ります。
精神保健講演会に関する事業	障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりをめざし、区民に精神障害について正しい知識・理解をしてもらうため、講演会を開催します。

### (2) ボランティアの養成・活動の促進

#### ① ボランティア活動の情報提供

区民がボランティアに対する理解を深め、自分のもつ知識や知恵、技能、経験などを活かして、教育、文化、スポーツ、健康、福祉、環境などさまざまな分野のボランティア活動に参加できるように、ボランティアセンターを中心に情報技術などを活用して活動の分野、内容、団体などの情報を提供していきます。

#### ② 環境の整備

さまざまなボランティアやボランティア団体、NPO法人などが活動しやすいように、会議や活動の準備などを行う拠点を設け、機材の貸し出しなども行います。また、夜間や休日などに活動拠点の利用ができるように環境を整えます。

#### ③ ネットワークづくり

ボランティア団体等に関するさまざまな活動情報を収集・紹介するとともに、意見交換の場を設定するなど、情報技術などを活用してボランティア組織のネットワーク形成を図っていきます。

#### ④ 人材育成

ボランティア活動に関する専門的な知識等を習得する機会を提供し、人材の育成に努めます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
ボランティア講座に関する事業	精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。
ボランティア活動の情報提供	ホームページ等による情報提供を実施していきます。
コーディネート・相談	ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実していきます。
ボランティア団体活動費助成	登録団体へ活動費を助成します。
ボランティア人材の育成	登録手話通訳者養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。

### (3) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進

#### ① スポーツ・レクリエーション活動などへの支援

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
障害者スポーツ大会への助成に関する事業	心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。
障害者作品展への助成に関する事業(再掲)	障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。
障害別講座講習の開催に関する事業	障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講座講習会を開催します。
障害者協議室の運営に関する事業	障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるよう、障害者協議室を貸し出します。
心の交流スポーツ大会に関する事業	スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。
リハビリ自主グループの活動支援に関する事業	リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対し支援します。
点字図書の給付	主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害のある人に対して、点字図書を給付します。
成人祝品の支給に関する事業	成人としての自覚と生活に励みを与えるため、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。

## 9 基盤づくり

障害のある人を地域全体で支えられるよう、区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

### (1) 福祉ネットワークの形成

#### ① サービス拠点の整備

障害者福祉課や健康サポートセンターなどの窓口で障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。

#### ② 地域全体で支える福祉ネットワークづくり

支え合いの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように、家族や地域、企業、行政が相互の連携を図り、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。あわせて地域福祉の要となる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

### 主な事業展開

事業名	事業内容
地域自立支援協議会の開催 (再掲)	江戸川区の障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催していきます。
精神保健福祉連絡協議会の開催	江戸川区における精神保健福祉をめぐる状況について討論し、施策の方向性について助言します。

### (2) サービスの質の確保

#### ① 良質なサービス市場の整備

サービスを行う民間事業者やNPO法人などの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

#### ② 福祉サービスの第三者評価の普及促進

区民が多様な保育や介護、障害者サービスについての情報をいつでも知ることができるようにするとともに、サービスの質の向上を図るため、第三者評価システムについて、区内事業者に情報提供や啓発を行い、システムの活用を促します。

### ③ サービス基盤の充実

サービスの需給バランスを常に把握し、質の高い事業者の参入、育成を図ります。特に、供給の少ないサービスについては、必要に応じ区からの支援を含めて、積極的に事業者の参入を図っていきます。

#### 主な事業展開

事業名	事業内容
行政評価のしくみづくり	施策及び事業がどのように実施されているか等を区民にわかりやすく説明するとともに、施策の有効性、改善すべき課題、方向性等を明確にし、区民ニーズにあった施策を展開するため、行政評価制度を推進します。
指定管理者制度の導入	施設の管理について、民間事業者を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を目指します。

### (3) 人材育成

#### ① 人材の育成

聴覚障害者の手話通訳者派遣依頼に応じていくため、安定的な手話通訳者の育成に努めるなど、良質な人材育成を計画的に進めていくことに努めていきます。

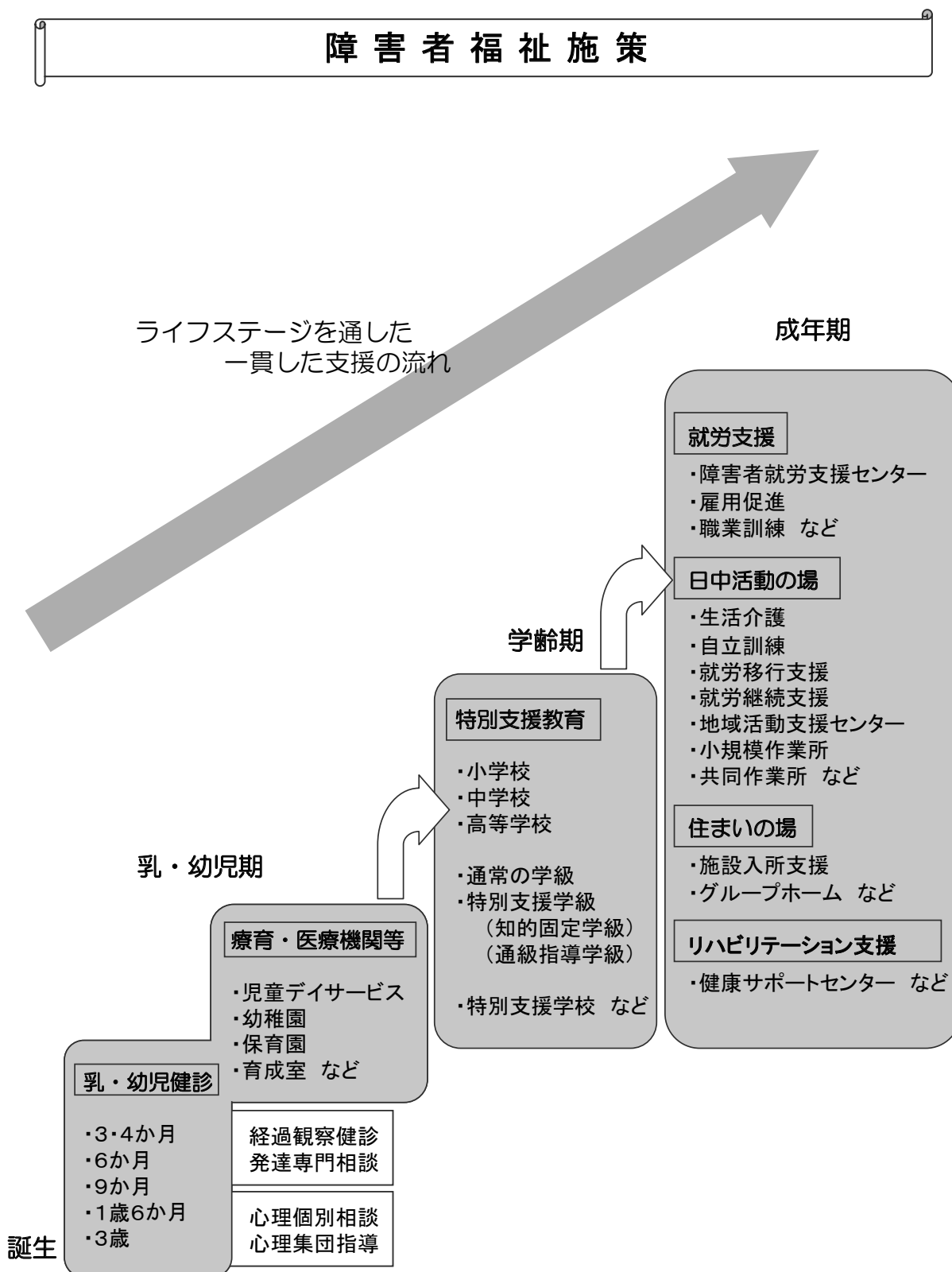
#### 主な事業展開

事業名	事業内容
ボランティア人材の育成(再掲)	登録手話通訳者養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。

# 第6章 施策の取組み体系

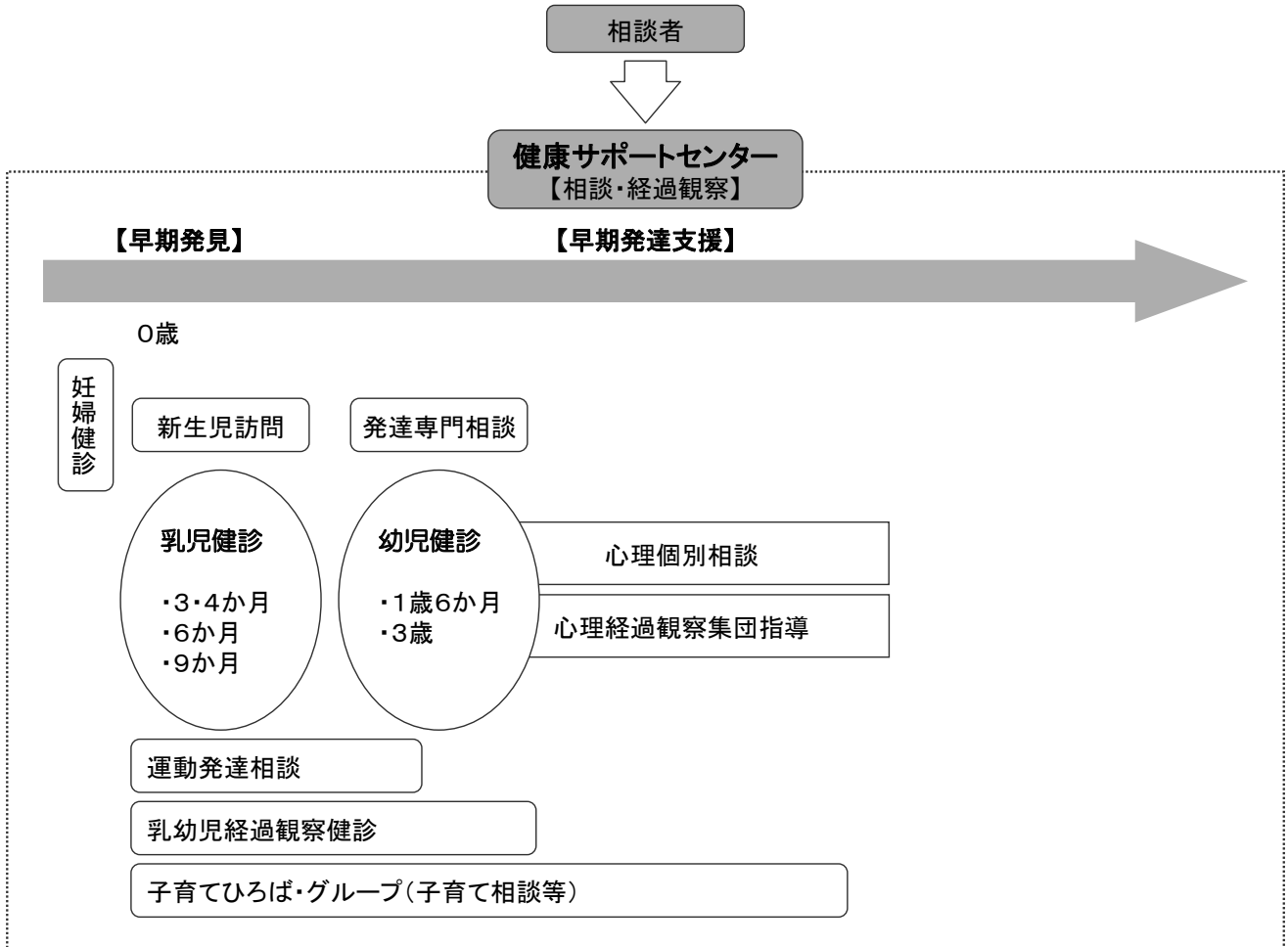
## 1 ライフステージ別取組み

### (1) 障害者福祉施策の取組み（体系図）



(2) 乳・幼児期の取組み

# 障害児の早期発見と対応



### (3) 学齢期の取組み

## 江戸川区の特別支援教育

### 特別支援教育の目指すもの

障害のある人もない人も、お互いを尊重し、認め合い、ともに生きる社会。

江戸川区はこのような共生社会を目指し、小・中学校での教育を進めています。

平成19年4月、国は学校教育法を改正し、今までの特殊教育（東京都は心身障害教育）から特別支援教育へ障害教育を転換させました。

本区もこれを受け、従来の心身障害教育をさらに発展させ、障害のある子どもない子どもお互いを理解し助け合う、あたたかい地域社会創生のための教育を目指しています。

また、特に不登校や非行など課題のある児童・生徒の支援も重要と考え、「支援教育」という立場をとっていきます。

### 特別支援教育で変わったもの

従来の心身障害教育から、以下の点が主に変更になりました。

(ア) 通常の学級内での発達障害の児童・生徒も、支援の対象になりました。

〔これまで〕 従来の心身障害教育では、知的障害・肢体不自由・弱視・難聴・言語・情緒障害・病弱の7つの障害種別や障害の程度により就学先を決定。

〔今後〕 その子一人ひとりの教育的ニーズにより、就学先を決定。

また、従来支援の対象ではなかった発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等）の児童・生徒も、支援の対象に。

(イ) 養護学校が特別支援学校に再編されていきます。

障害別に盲・ろう・肢体不自由・知的障害・病弱に分かれていた養護学校が障害種別を越えた「特別支援学校」になり、地域の特別支援教育のセンター的機能が付加されます。

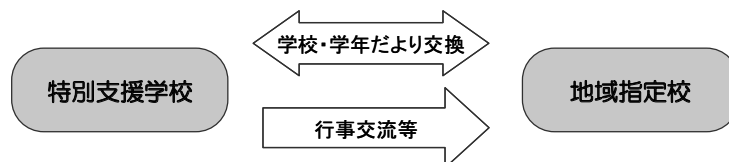
(ウ) 特別支援学校（旧養護学校）とその児童・生徒の住所地の地域の学校が交流します。

児童・生徒の希望により住所地の地域の学校（地域指定校）と交流を図ります。

（副籍制度）

学校便りや学年便りの交換から、行事参加まで、その子の希望や受け入れる学校の状況に応じて、よく話し合っ内容（行事交流・共同学習等）を決めていきます。

特別支援学校から帰宅して、副籍校の「すすすくスクール」へも保護者と一緒に参加できます。



(エ) 江戸川区特別支援教育連携協議会を設置し、支援の輪を広げます。

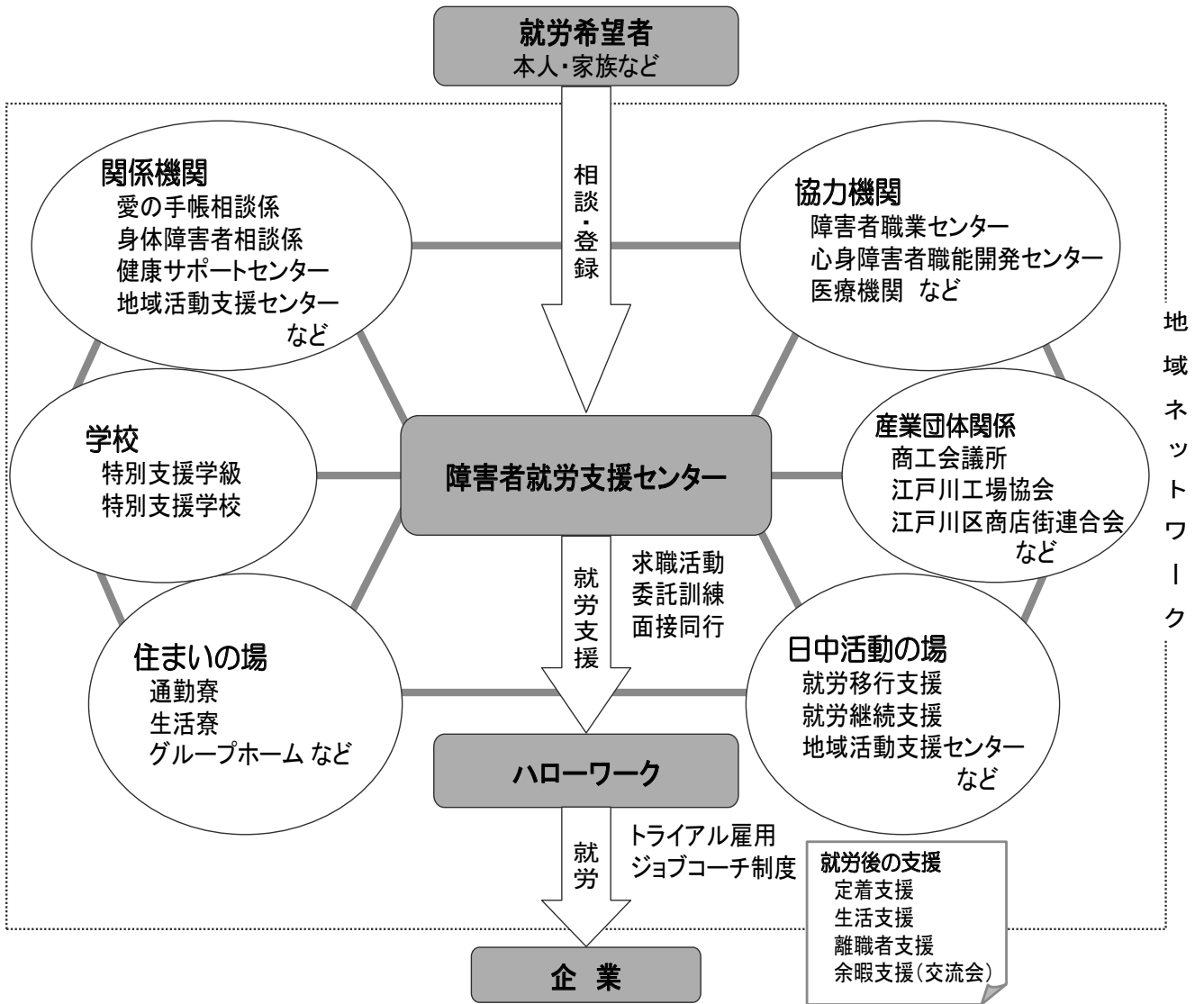
障害のある児童・生徒を、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した体制の下、健康・医療・福祉・教育・就労の各機関が連携をとり、地域で支援します。

これらの特別支援教育について、学校・保護者・地域への理解・啓発に努めます。



(4) 成年期の取組み

障害者就労支援



## 2 地域自立支援協議会の設置

障害者自立支援法において、市町村が実施する地域生活支援事業の一つとして『地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置』が示されています。このことを踏まえ、江戸川区では、障害者の地域における自立した生活を支えるため、区が相談支援事業を適切に実施するにあたり、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、20名の委員により構成する江戸川区地域自立支援協議会を設置しています。

協議会の果たす役割としては、以下の6点を考えています。

情報機能	地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワークの構築
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
研修機能	障害者福祉施策への理解促進
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	障害福祉計画等の進行管理及び評価

## 第4部

### 第2期障害福祉計画



## 第4部 第2期障害福祉計画

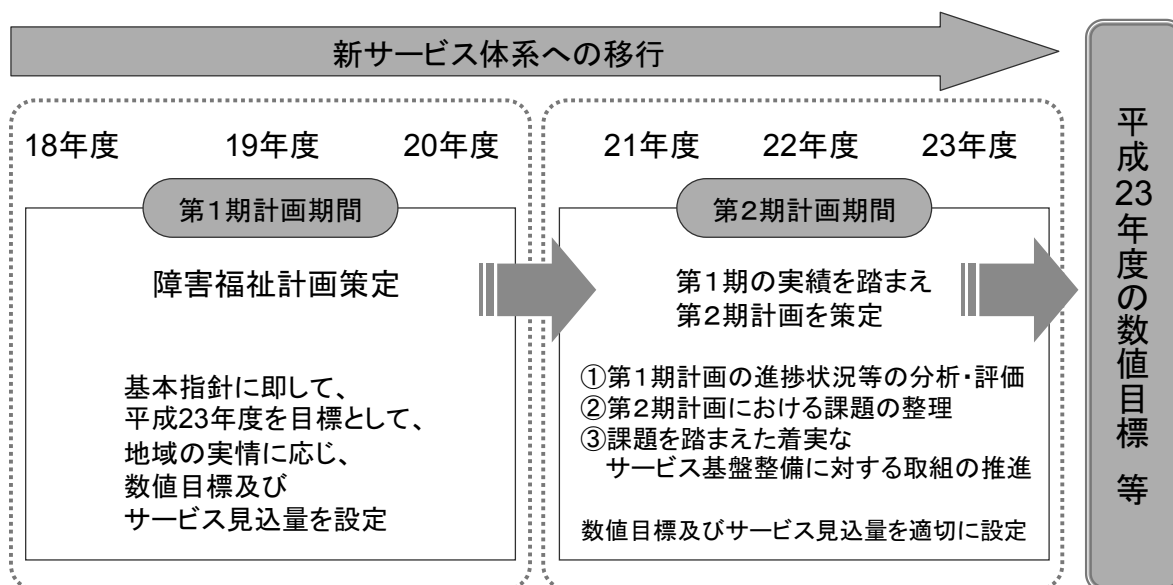
### 第1章 第2期障害福祉計画の策定に当たって（位置づけと計画期間）

江戸川区障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられるもので、国の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、新サービス体系への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

第1期障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）を平成19年3月に策定し、平成23年度までの新サービス体系移行を目指し、数値目標と平成18年度から平成20年度までの3か年及び平成23年度のサービス見込量を設定しています。

今回の第2期障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）は、第1期に係る年度ごとのサービス見込量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえ、内容を見直し、平成21年度から平成23年度までの計画を定めるものです。

また、現行サービス利用者の実態を把握するとともに、サービスを提供する側（施設等）の新体系移行に向けた取組みの実態を把握し、課題を整理し、解決に向けた取組みの方向性を示していくものとします。



## 第2章 計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み

### 1 地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定

#### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

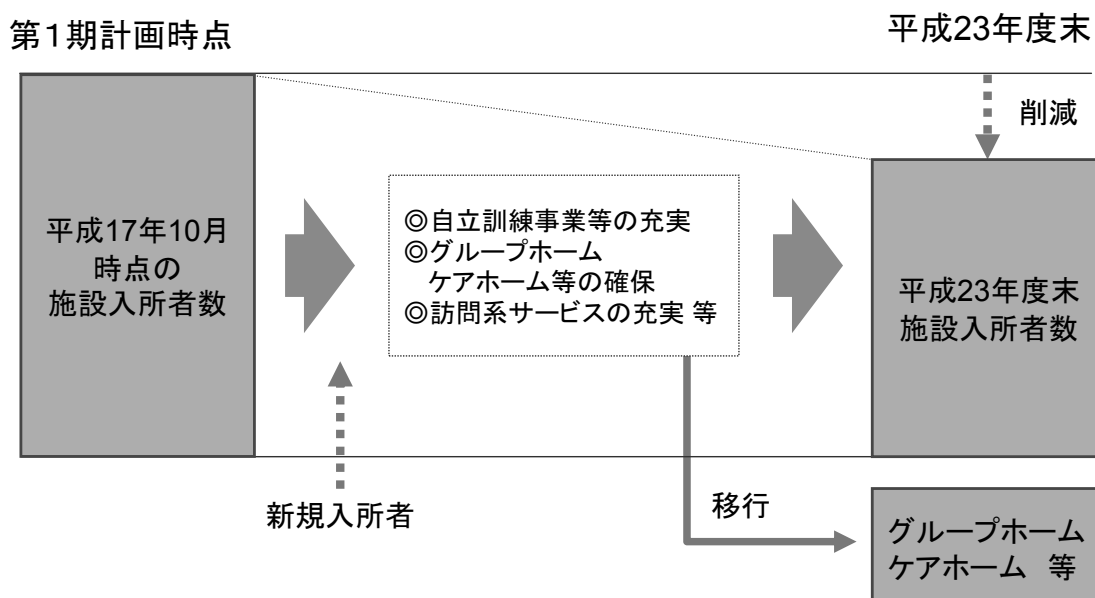
障害者が地域生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。

江戸川区では、入所施設の入所者の地域生活への移行を今後も推進するため、国の指針に基づき、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人数の目標値を定めます。

また、区では、暮らし方の選択肢として、障害程度に応じて支援が可能なグループホームやケアホームの整備のバックアップ体制を設けるなど、サービスの質・量の充実を図ります。

地域生活へ移行する人の数値目標として、国では、平成 23 年度には、第 1 期計画時点の施設入所者の一割以上が地域生活へ移行することとし、また、平成 23 年度末の施設入所者数を、第 1 期計画時点の施設入所者の 7%以上削減することとしています。

区は、国の方針を踏まえ、平成 23 年度の地域生活への移行者数を以下のように定めます。



項目	数値	考え方
第1期計画時点の施設入所者数	401人	平成17年10月1日の数とする。
【目標値】 地域生活移行者数	36人	平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成23年度末までに、施設入所からグループホームやケアホーム等へ地域移行する予定の者の数
【平成19年度末までの実績値】 地域生活移行者数	14人	平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成19年度末までに、施設入所からグループホームやケアホーム等へ地域移行した者の数
【平成19年度末までの実績に基づく推計値】 地域生活移行者数	36人	平成17年10月1日現在の全入所者のうち、平成19年度末までに施設入所からグループホームやケアホーム等へ地域移行した者の数を基礎として推計した、平成23年度末までに地域移行すると考えられる者の数

◎施設入所者数の実績 (参考)

(単位：人)

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	
身体障害者	施設入所支援	—	—	—	—	
	旧法	更生施設(入所)	9	5	3	4
		療護施設(入所)	35	35	33	30
		授産施設(入所)	49	44	43	43
小 計		93	84	79	77	
知的障害者	施設入所支援	—	—	14	43	
	旧法	更生施設(入所)	289	293	283	259
		授産施設(入所)	19	21	18	19
	小 計		308	314	315	321
合 計		401	398	394	398	

※福祉月報（各年10月1日現在）

平成 17 年 10 月から平成 20 年 3 月までで、14 人が施設入所からグループホームやケアホーム等へ地域移行しました。この数値から予測すると、平成 23 年度末までには、目標値の 36 人がすべて地域生活への移行ができると考えられます。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

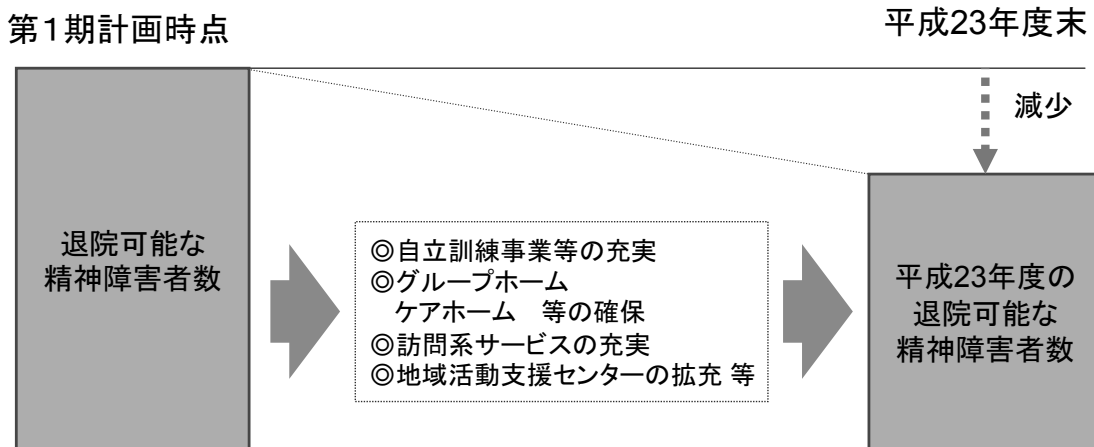
平成24年度までに、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、必要な自立訓練事業等の必要量、退院可能精神障害者の減少目標値を定めます。

区では、グループホーム、ケアホーム、日中活動サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える受入条件の充実を図るとともに、退院後の地域生活をコーディネートする相談支援事業者（地域活動支援センター）の確保に努めるなど、地域生活への支援体制を構築します。

国では、地域生活への移行のために必要な自立訓練等の必要量を見込むとともに、平成23年度末までに、退院する精神障害者の数を定めています。

また、都では平成20年に「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を立ち上げ、平成23年度末までの退院者数を定めています。

区では、国・都の状況を踏まえつつ、平成23年度末までの退院者数を100人と設定します。



項目	数 値	考 え 方
第1期計画時点の退院可能精神障害者数	264人	第1期計画作成時の退院可能精神障害者数 ※1
【 目標値 】 減 少 数	100人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数
平成20年度までの減少数	33人	平成20年度(12月現在)までに減少した数

※1 退院可能精神障害者数について、平成14年に国が実施した調査では、全国に約7万人いると推計されています。東京都内には約5千人いると推計され、江戸川区では人口換算すると264人と推計されます。

平成20年度(12月現在)までの3年間で、33人減少しました。平成21年度より精神障害者退院促進支援事業を実施し、目標値どおり地域移行できるよう支援していきます。



### (3) 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人が地域において自立した生活を送る上で、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制作りが求められています。

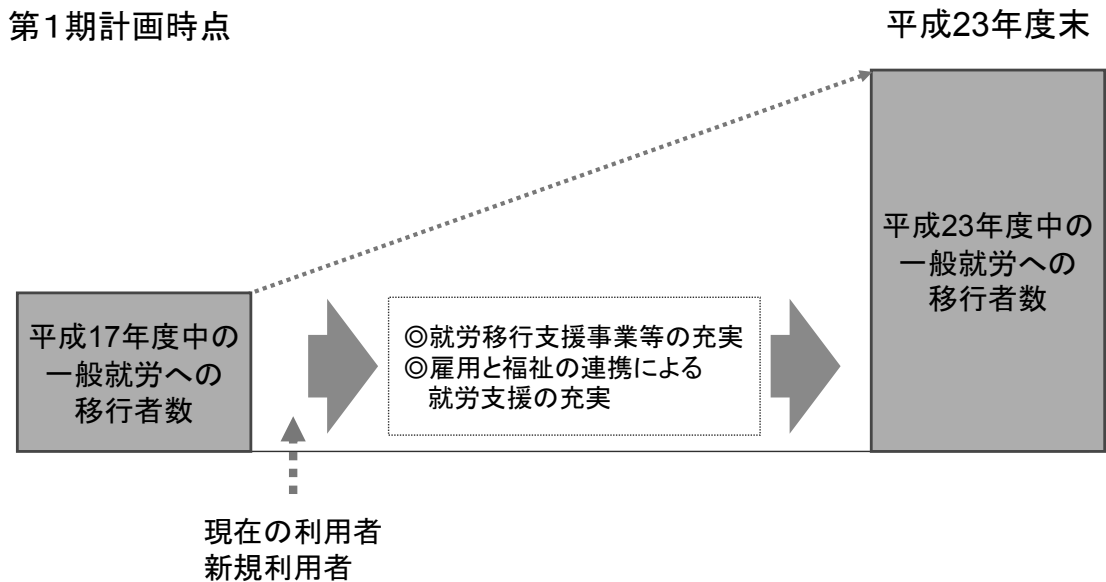
今後は、一般就労へ向けた就労支援事業の強化を図るとともに、地域における福祉施設と就労関係機関が一層連携して、障害のある人の就労を促進していきます。

そのために、引き続き障害者就労支援センターを拠点とした就労移行支援体制の拡充に努めます。あわせて、区内産業界やハローワーク（公共職業安定所）と連携を図り、地域自立支援協議会を中核とするネットワークの構築を進めます。

また、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の拡大に努めます。

国では、第1期計画時点の一般就労移行者数の4倍以上を、平成23年度末までの一般就労への移行者数として設定することを目標としています。

区では、国・都の方針、区の現況を踏まえ、平成23年度に一般就労する者の数を、20人と設定します。



#### 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
第1期計画時点の年間一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	8人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【平成19年度の実績値】平成19年度の年間一般就労移行者数	16人	平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【平成20年度の実績値】平成20年度の年間一般就労移行者数	20人	平成20年度(12月現在)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【平成20年度までの実績に基づく推計値】平成23年度の年間一般就労移行者数	20人	平成17年度及び平成20年度の実績値を基礎として推計した、平成23年度において一般就労すると考えられる者の数

◎福祉施設からの就労状況実績推移（参考）

（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
福祉施設からの就労	2	2	2	3

※自立激励金支給実績

平成 19 年度実績では、第 1 期計画の平成 23 年度目標値の 2 倍の 16 人に達し、平成 20 年度（12 月現在）では、2.5 倍の 20 人に達しました。

各福祉作業所は意欲的に就労移行に取り組んでおり、今後も一般就労移行者数の水準は持続するものと考えられます。

## 2 各年度における障害福祉サービス等のサービス種類ごとの必要な量の見込みとその確保について

本計画では、平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援サービスについて、サービスの種類ごとに必要な量を見込み、サービスの適切な実施を図ります。

今後必要なサービス量については、国の指針を踏まえ、平成 18 年度から平成 20 年度までのサービス利用実績に基づき、地域のサービス事業者の今後の取組み方針などを勘案しながら、見込むものとします。

### (1) 訪問系サービス

障害のある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護等を行う訪問系サービス体制の充実に努めます。

障害者自立支援法においては、区を含む指定障害福祉サービス等の事業者には「サービス管理責任者」を配置することとされており、サービスの提供に係る責任の所在の明確化が行われています。

また、事業者等は、サービスに直接必要な担い手の養成に努め、地域における障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保していきます。

#### i) 訪問系サービス内容

##### ① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」などがあります。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	15,075 時間分	12,182 時間分	12,891 時間分
実 績	11,792 時間分	12,045 時間分	11,608 時間分
	703 人	772 人	795 人
達成率	78.2%	98.9%	90.0%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期計画見込量	12,800 時間分	13,500 時間分	14,000 時間分
	805 人	830 人	875 人

※平成 20 年度実績は 10 月現在  
(以下、同様)

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、日常生活全般に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	4,400 時間分	9,330 時間分	9,860 時間分
実 績	8,963 時間分	9,838 時間分	10,237 時間分
	36 人	39 人	39 人
達 成 率	203.7%	105.4%	103.8%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	10,600 時間分	11,100 時間分	12,000 時間分
	40 人	42 人	45 人

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	38 時間分	39 時間分	40 時間分
実 績	34 時間分	125 時間分	239 時間分
	2 人	4 人	4 人
達 成 率	89.5%	320.5%	597.5%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	300 時間分	450 時間分	550 時間分
	5 人	7 人	9 人

④ 重度障害者包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

1月当たりの数値 [ 時間分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	0 時間分	0 時間分	0 時間分
実 績	0 時間分	0 時間分	0 時間分
	0 人	0 人	0 人
達 成 率	—	—	—

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 2 期計画見込量	1,000 時間分	1,000 時間分	1,000 時間分
	2 人	2 人	2 人

居宅介護は、計画値の伸び率を高めに見込んだため、達成率は 100%を下回っていますが、全体的な利用者数・利用量は共に増加しています。

重度訪問介護は、達成率が各年 100%を超えています。平成 18 年度は見込み量を上回る利用があり、達成率は 200%以上となりました。平成 19 年度、20 年度では見込量と利用量の差が縮まり、100%に近づいています。

行動援護は、平成 19 年度、20 年度において見込量が低いため、達成率は 100%を大幅に上回っています。第 2 期計画では、第 1 期計画の実績を踏まえ見込み量を設定しています。

重度障害者包括支援は、平成 18 年度から平成 20 年度 10 月まで、実績は 0 人となっています。

施設・病院からの地域移行の推進を踏まえ、訪問系サービスの利用は今後とも増大していくことが予想されることから、第 2 期計画の期間においても必要量を確保していきます。

## (2) 日中活動系サービス

区内には、区立、民間の通所施設があり、身近な地域における障害のある人の日中活動の場としての機能を果たしています。

引き続き、法定サービスへの移行を終えていない民間施設に対しては、法定サービスへの移行等を促進するとともに、障害のある人が必要とする日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

また、施設利用が必要な中・重度の知的障害者が今後も増加傾向にあることを踏まえ、生活介護の基盤整備に取り組んでいきます。

### i) 日中活動系サービス内容

#### ① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	1,562 人日分	5,214 人日分	11,770 人日分
	71 人	237 人	535 人
実 績	730 人日分	1,245 人日分	2,205 人日分
	64 人	92 人	128 人
達 成 率	46.7 %	23.9 %	18.7%
	90.1 %	38.8 %	23.9%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	9,900 人日分	13,200 人日分	15,400 人日分
	450 人	600 人	700 人

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	22 人日分	66 人日分	176 人日分
	1 人	3 人	8 人
実 績	21 人日分	0 人日分	0 人日分
	1 人	0 人	0 人
達 成 率	95.5 %	0 %	0 %
	100.0 %	0 %	0 %

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	0 人日分	22 人日分	22 人日分
	0 人	1 人	1 人

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	22 人日分	110 人日分	308 人日分
	1 人	5 人	14 人
実 績	254 人日分	310 人日分	234 人日分
	17 人	19 人	13 人
達 成 率	1,154.5 %	281.8 %	76.0 %
	1,700.0 %	380.0 %	92.9 %

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	572 人日分	660 人日分	660 人日分
	26 人	30 人	30 人

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	220 人日分	616 人日分	836 人日分
	10 人	28 人	38 人
実 績	341 人日分	411 人日分	787 人日分
	18 人	24 人	43 人
達 成 率	155.0 %	66.7 %	94.1 %
	180.0 %	85.7 %	113.2 %

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	880 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
	40 人	50 人	50 人

⑤ 就労継続支援A型（雇用型）

利用者と事業所が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	0 人日分	0 人日分	66 人日分
	0 人	0 人	3 人
実 績	0 人日分	16 人日分	33 人日分
	0 人	2 人	3 人
達 成 率	—	—	50.0 %
	—	—	100 %

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	44 人日分	66 人日分	110 人日分
	2 人	3 人	5 人



⑥ 就労継続支援B型（非雇用型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	1,386 人日分	4,092 人日分	9,922 人日分
	63 人	186 人	451 人
実 績	2,070 人日分	2,235 人日分	5,725 人日分
	99 人	124 人	286 人
達 成 率	149.4 %	54.6 %	57.7%
	157.1 %	66.7 %	63.4%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	7,040 人日分	8,030 人日分	8,470 人日分
	320 人	365 人	385 人

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	90 人日分	120 人日分	120 人日分
	3 人	4 人	4 人
実 績	93 人日分	62 人日分	93 人日分
	3 人	2 人	3 人
達 成 率	103.3 %	51.7 %	77.5%
	100.0 %	50.0 %	75.0%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	120 人日分	120 人日分	120 人日分
	4 人	4 人	4 人

⑧ 児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	826 人日分	858 人日分	900 人日分
実 績	858 人日分	906 人日分	1,028 人日分
	157 人	162 人	173 人
達 成 率	103.9 %	105.6 %	114.2%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	1,050 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
	190 人	200 人	200 人

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が、病気の場合などに、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	690 人日分	734 人日分	750 人日分
実 績	823 人日分	945 人日分	902 人日分
	95 人	102 人	103 人
達 成 率	119.3 %	128.7 %	120.3%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	1,117 人日分	1,200 人日分	1,200 人日分
	105 人	110 人	110 人

⑩ 旧法に基づくサービス

1月当たりの数値 [ 人日分=サービス量 人=利用者数 ]

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量		743 人	559 人	183 人
実績	旧入所 サービス分	11,745 人日分	11,205 人日分	10,295 人日分
		387 人	372 人	338 人
	旧通所 サービス分	5,841 人日分	6,049 人日分	7,249 人日分
		334 人	360 人	382 人

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期 計画 見込量	旧入所 サービス分	10,380 人日分	6,600 人日分	0 人日分
		346 人	220 人	0 人
	旧通所 サービス分	660 人日分	440 人日分	0 人日分
		30 人	20 人	0 人

生活介護、就労継続支援B型、療養介護については、第1期計画策定において平成19年度以降の利用の伸びを多く見込んだこと、また、施設の新体系サービスへの移行が進んでいないことなどから、見込量に対する達成率は100%に至っていません。しかしながら、利用量、利用者数等は毎年増えています。

自立訓練（機能訓練）は、平成19年度以降実績がない状態となっています。

自立訓練（生活訓練）は、平成18年度、19年度において見込量が低いため、達成率が100%を超えています。平成20年度からは見込量と利用量の差が縮まり、100%に近づいています。

就労移行支援は、利用量、利用者数ともに毎年増加しており、平成20年度は利用者数の達成率が10月時点で100%を超えています。

就労継続支援A型は、平成18年度の利用は0人でしたが、平成19年度、20年度には利用が2人、3人と伸びています。

児童デイサービス、短期入所は、達成率が各年度とも100%を超えており、利用者数も増加傾向であり、今後とも利用の増大が見込まれます。

### (3) 居住系サービス

地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要であり、このため、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

また、既存のグループホームが、障害者自立支援法に基づく新サービス体系へ移行できるよう、必要な支援を行います。

障害のある人やその家族の高齢化に伴う、いわゆる「親亡き後」の課題については、区内にグループホームやケアホーム、施設入所支援など居住の場を適切に確保していくことにより、対応を図っていきます。

#### i) 居住系サービス内容

##### ① 共同生活援助・共同生活介護

###### ・共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

###### ・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 1月当たりの数値 [ 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	96 人	98 人	101 人
実 績	92 人	126 人	150 人
達 成 率	95.8 %	128.6 %	148.5%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	152 人	160 人	185 人

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値 [ 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	26 人	110 人	284 人
実 績	10 人	28 人	61 人
達 成 率	38.5 %	25.5 %	21.5%

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	59 人	180 人	400 人

③ 旧法に基づく居住系サービス

1月当たりの数値 [ 人=利用者数 ]

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
第 1 期計画見込量	381 人	303 人	133 人
実 績	407 人	389 人	351 人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	361 人	230 人	0 人

共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の達成率は、平成 19 年度以降 100%を超えており、今後も利用者数の増加が見込まれます。

施設入所支援については、入所施設の新体系への移行が緩やかであることから、達成率は低くなっていますが、利用者数は伸びています。

旧法に基づく居住系サービス事業所は、平成 23 年度末までに新サービス体系へ移行することとなっています。新体系への移行が円滑に行われるよう、該当する事業所に対して必要な支援を行っていきます。

#### (4) その他のサービス

##### i) 相談支援

支給決定を受けた利用者で施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、入院・入所から地域生活へ移行する人へ、指定相談支援事業者が計画的なプログラムの作成などを行います。

障害のある人一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、指定相談支援事業者が行う相談支援の充実に努めます。

平成 18 年度から平成 20 年度までの間、サービス利用計画作成費の支給実績はありませんでしたが、区の各窓口においてケアプラン作成をはじめとする各種相談への対応が実施されています。

##### 1月当たりの数値 [ 人=利用者数 ]

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第2期計画見込量	5 人	10 人	20 人

## (5) 区内障害者施設の新サービス体系移行について

### ① 区立施設

区立の更生施設は、平成21年4月に生活介護に移行します。

さらに、平成21年4月に小松川地区に生活介護と自立訓練の多機能型施設（さくらの家）を開設します。

また、平成21年度に、新たに福祉作業所分室を開設し、就労継続支援事業を拡充します。

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備 考
希望の家	生活介護 就労継続支援B型		○			平成21年4月移行
虹の家	生活介護		○			平成21年4月移行
みんなの家	生活介護		○			平成21年4月移行
えがおの家	生活介護		○			平成21年4月移行
さくらの家	生活介護 自立訓練		○			平成21年4月開所
福祉作業所	就労継続支援B型	○				平成18年10月移行
福祉作業所 分室	就労継続支援B型		○			平成21年10月開所予定
障害者就労 支援センター	就労移行支援	○				平成18年10月移行
障害者支援 ハウス	生活介護 地域活動支援 センターⅡ型 ※1 短期入所 共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	○				平成18年10月移行

※1 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う

② 民間施設

(ア) 通所施設

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備 考
民間更生施設 1 施設	生活介護		○			
民間授産施設 1 施設	就労継続支援B型				○	平成24年4月より新体系によるサービスを開始予定

新サービス体系への移行にあたっては、各施設の持つ課題の解決に向けて適宜協議し、円滑に移行できるよう支援していきます。

(イ) デイサービス施設

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備 考
民間 デイサービス 3事業所	生活介護 地域活動支援 センターⅡ型	○				平成 18 年度移行

現在、3事業所が生活介護と地域活動支援センターの多機能型施設として、移行が完了しています。



(ウ) 福祉作業所

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備 考
福祉作業所 1施設	就労継続支援B型	○				平成18年度移行
福祉作業所 3施設	就労継続支援B型	○				平成20年度移行
福祉作業所 2施設	就労移行支援、 就労継続支援B型	○				平成20年度移行
福祉作業所 1施設	地域活動支援 センターⅢ型 ※1	○				平成20年度移行
福祉作業所 2施設	生活介護				○	平成24年4月より新体系によるサービスを開始予定
福祉作業所 1施設	就労継続支援B型				○	平成24年4月より新体系によるサービスを開始予定

※1 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による小規模作業所

従来の福祉作業所14施設が7施設に再編し、内6施設が自立支援給付事業へ移行しました。1施設については、地域活動支援センターへ移行しましたが、これについては、今後、自立支援給付事業へ円滑に移行できるよう適宜協議し、支援していきます。

今後、移行を予定している3施設については、各施設の持つ課題の解決に向けて適宜協議し、平成23年度末までに円滑に移行できるよう支援していきます。

(工) 精神障害者共同作業所

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備考
精神障害者 共同作業所 (6 施設)	地域活動支援 センター				○	平成24年4月より新体系によるサービスを開始予定

精神障害者共同作業所 6 施設については、従来から精神障害者の社会復帰を促進してきた通所訓練事業等を、その特性や施設状況に応じた江戸川区の地域生活支援事業として整備し、平成 23 年度末までに、将来の就労継続支援B型も視野に入れた地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型への移行を進めます。

(オ) 入所更生授産施設

	移行内容	20 年度 以前	21 年度	22 年度	23 年度	備 考
入所 更生施設 (1 施設)	生活介護 施設入所支援 短期入所				○	平成23年4月より新体系によるサービスを開始予定 ※短期入所部分については、平成18年10月に移行
入所 授産施設 (1 施設)	施設入所支援				○	平成24年4月より新体系によるサービスを開始予定

新サービス体系への移行にあたっては、各施設の持つ課題の解決に向けて適宜協議し、円滑に移行できるよう支援していきます。

(カ) 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）施設

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は、現在 22 箇所が区内に設置されています。引きつづき、施設の誘導・整備に努めます。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 共同生活介護	24 箇所	26 箇所	28 箇所

※実施箇所数（現状箇所数）

(キ) その他の施設

自立支援給付事業への移行も視野に入れ、適宜協議し、それぞれの施設の特性や状況に応じた支援をしていきます。

## 第3章 地域生活支援事業

### 1 地域生活支援事業

障害者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。それにより障害者（児）の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

なお、地域生活支援事業には、法定必須事業、都の基準において実施する福祉サービス及び区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。区では 66 事業を地域生活支援事業として実施します。

### 2 江戸川区の地域生活支援事業計画及び見込量

#### (1) 法定必須事業（5 事業）

##### ① 相談支援事業

障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

##### (ア) 相談支援事業（障害者相談支援事業・地域自立支援協議会）

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を、これまでと同じく障害者福祉課などの窓口で相談業務を行います。また、相談支援事業を適切に実施するにあたり、地域自立支援協議会の活用を図ります。

#### 相談業務を行う窓口

障害者福祉課	障害者就労支援センター	障害者支援ハウス
中央健康サポートセンター	小岩健康サポートセンター	東部健康サポートセンター
清新町健康サポートセンター	葛西健康サポートセンター	鹿骨健康サポートセンター
小松川健康サポートセンター	なぎさ健康サポートセンター	
地域活動支援センターえどがわ	地域活動・相談支援センターかさい	

### 障害者相談支援事業

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施箇所数	13	13	13	13	14	14

※平成21年度以降：見込量  
(以下、同様)

### 地域自立支援協議会

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開催回数			3	3	3	3

#### (イ) 成年後見制度利用支援事業

現在、社会福祉協議会が実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度を地域生活支援事業として位置付け、充実を図ります。

#### ② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### 手話通訳等コミュニケーション支援に関する事業

江戸川区登録手話通訳に係る人材の質、量とも充実に努め、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣とともに民間団体の活用により実施します。

#### ・手話通訳

聴覚・言語障害者が、病気・役所の手続き・子どもの教育などの場面で健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	1,014	1,048	1,200	1,350	1,500	1,650
利用者数		135	150	165	180	195

・要約筆記

手話通訳と同様に健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	52	54	60	80	80	80
利用者数		10	10	10	10	10

③ 日常生活用具給付（設備改善を含む。）に関する事業

心身障害者（児）が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（10品目）

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどで、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	51	37	35	50	50	50

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	107	139	150	170	170	170

(ウ) 在宅療養等支援用具（9品目）

電気式たん吸引器や音声式体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	42	66	55	60	60	60

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	139	140	160	160	160	160

(オ) 排せつ管理支援用具（2品目）

ストマ用装具などの障害者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	7,402	7,813	8,600	9,200	9,800	10,400

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	9	15	18	20	20	20

④ 移動支援に関する事業

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
延べ時間数	30,490	69,224	75,000	83,750	91,930	101,200
利用者数	406	494	550	570	590	600

⑤ 地域活動支援センターに関する事業

障害者が通い、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型（精神型地域活動支援センター）

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業とあわせて相談支援事業を行います。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型（デイサービス型地域活動支援センター）

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型（福祉作業所型地域活動支援センター）

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による小規模作業所（実績が概ね5年以上）の安定的な運営が図られるよう支援します。

**地域活動支援センター数**

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
I型	箇所数		2	2	2	3	3
II型	箇所数	4	4	4	5	5	5
III型	箇所数		1	1	1	1	1



## (2) 在宅支援サービス等事業（12 事業）

### ① 巡回入浴サービスに関する事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間件数	4,951	4,627	4,900	5,100	5,200	5,200
利用者数	67	60	65	66	68	68

### ② 寝具乾燥消毒サービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間件数	230	261	275	280	280	280
利用者数	20	22	25	30	30	30

### ③ 寝具水洗いサービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間件数	41	45	56	70	70	70
登録者数	30	40	40	41	42	43

### ④ 福祉理美容サービスに関する事業

常時複雑な介護を要する在宅重度障害者（児）に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、在宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間件数	1,394	1,416	1,432	1,500	1,535	1,570
支給者数	483	507	520	535	550	565

⑤ 紙おむつの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、紙おむつを支給します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
支給者数	587	618	648	660	700	740

⑥ おむつカバーの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつカバーを支給します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
支給者数	29	38	50	50	50	50

⑦ 防水シーツの支給に関する事業

重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、防水シーツを支給します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
支給者数	198	217	300	300	300	300

⑧ おむつ使用料の助成に関する事業

病院に入院し区のおむつが使えない人を対象に、障害者世帯の経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料の助成を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	383	516	526	540	550	560
申請者数	135	176	228	230	235	240

⑨ 日帰りショート（日中一時支援）に関する事業

在宅の心身障害者（児）の保護者又は家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に対し、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	421	1,048	1,200	1,200	1,200	1,200
利用者数	100	145	150	150	150	150

⑩ 福祉有償運送に関する事業

身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	1	2	2	2	2	2

⑪ 重度身体障害者グループホームへの助成に関する事業

社会福祉法人等が行う重度身体障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	1	1	1	1	1	1

⑫ 心身障害児デイサービスに関する事業

学齢期の障害児を対象として、生活訓練・集団活動訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	1	1	1	1	1	1

### (3) 社会参加促進事業 (9 事業)

#### ① 車いすの貸与に関する事業

長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間件数	787	763	800	800	800	800

#### ② 障害者スポーツ大会への助成に関する事業

心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
参加者数	371	367	370	380	380	380

#### ③ 障害者作品展への助成に関する事業

障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし、励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
作品者数	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

#### ④ 障害別講座講習の開催に関する事業

障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講習会を開催します。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間回数	5	5	5	5	5	5
参加者数	421	386	400	400	400	400

#### ⑤ 障害者就労支援センターにおける訓練事業

一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる 65 歳未満の障害者に対して就労に関する支援を行います。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
年間回数	4	4	4	4	4	4
利用者数	10	19	3	20	20	20

⑥ 自立生活支援センターに関する事業

利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害者の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行うとともに、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を障害者支援ハウスで行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間種別件数	6,413	6,311	6,500	6,500	6,500	6,500

⑦ 心身障害者相談員に関する事業

障害者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。  
身体障害者相談員 20 名、知的障害者相談員 11 名

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間種別件数	568	270	300	300	300	300

⑧ 障害者協議室の運営に関する事業

障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるように設けた障害者協議室を貸し出します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	341	321	340	340	340	340
利用団体	22	21	20	20	20	20

⑨ 障害者雇用優良企業表彰に関する事業

障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
表彰数	1	1	1	1	1	1

#### (4) 団体等への補助事業 (5 事業)

##### ① 福祉作業所に対する助成に関する事業

在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
作業所数	17	15	5	5	5	5

※20年度の減は、福祉作業所の再編による

##### ② グループホームの委託に関する事業

知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助を行う知的障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	221	148	144	144	120	96
利用者数	21	14	12	12	10	8

##### ③ 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業

緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	50	56	80	100	100	100
利用団体数	3	4	4	4	4	4

##### ④ リフト付福祉タクシーの委託に関する事業

重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーの運行を委託します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	2,363	2,116	2,500	2,500	2,500	2,500

##### ⑤ ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業

地域の障害者の足となり、福祉運送事業を運営している、NPO法人ハンディキャブ事業者に対し、補助を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	1	1	1	1	1	1

## (5) 給付・助成サービス事業（19事業）

### ① グループホームの家賃助成に関する事業

グループホーム利用者が支払った家賃のうち的一定額を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数	46	47	50	60	65	70

### ② 身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業

身体障害者（児）が身体障害者手帳を取得するとき添付する診断書の費用を身体障害者（児）又はその扶養義務者に助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	1,441	1,417	1,700	1,700	1,700	1,700

### ③ 福祉電話使用料の助成に関する事業

重度心身障害者（児）のいる世帯に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	2,974	2,879	2,784	3,000	3,000	3,000
受給者数	247	233	232	250	250	250

### ④ 福祉電話の貸与に関する事業

重度心身障害者（児）のいる世帯に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	1,566	1,480	1,452	1,560	1,560	1,560
受給者数	127	121	121	130	130	130

⑤ 緊急通報システムの設置に関する事業

ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者で、発作等を伴う病気等のため、常時注意を要する状態にある者に対し、緊急事態に対する日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	198	184	148	144	144	144
受給者数	16	13	12	12	12	12

⑥ 火災安全装置の設置に関する事業

病気等で常時注意を要するひとり暮らし等の重度障害者を対象に生活の安全を図るため、緊急時に東京消防庁に通報できるシステム機器を設置します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	132	128	100	96	96	96
受給者数	11	9	8	8	8	8

⑦ 民間緊急通報システムの助成に関する事業

ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、民間事業者利用の緊急通報システム「マモルくん」を設置します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	183	166	140	300	300	300
受給者数	15	11	17	30	30	30

⑧ 住まいの改造助成に関する事業

介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	17	7	19	19	20	20

⑨ 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業

民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められて転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	273	321	360	384	408	432
利用者数	25	28	31	33	35	37



⑩ 住宅整備資金の貸付けに関する事業

心身障害者（児）の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に対し、快適な住環境を整備するため、資金を貸付けします。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	0	0	3	2	2	2

⑪ 重度脳性まひ者の介護に関する事業

重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、家族介護者に対し介護券を給付します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	3,734	3,617	3,852	4,032	4,176	4,176
受給者数	28	26	27	28	29	29

⑫ 介護者の激励に関する事業

複雑な介護を要する重度心身障害者（児）の介護家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように激励事業を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	943	1,049	1,166	1,200	1,265	1,330
支給者数	470	497	522	550	575	600

⑬ 自動車燃料費の助成に関する事業

社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	15,543	16,044	16,525	17,000	17,500	18,000
支給対象者数	1,536	1,621	1,679	1,690	1,770	1,820

⑭ 自動車改造費の助成に関する事業

社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	9	13	10	10	10	10

⑮ 自動車運転教習費の助成に関する事業

日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	9	5	10	10	10	10

⑯ 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業

区内団体でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	0	0	2	2	2	2

⑰ 成人祝品の支給に関する事業

成人としての自覚と生活の励みを与えるため、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
支給者数	67	89	101	80	80	80

⑱ タクシー利用の助成に関する事業

車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	66,401	67,185	68,850	71,000	73,000	75,000
支給者数	6,379	6,461	6,660	6,900	7,000	7,100

⑲ 更生訓練費に関する事業

肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間件数	22	22	23	23	23	23

## (6) 精神障害者サービス事業（14事業）

### ① 地域生活支援センターに関する事業

相談事業、生活支援、地域交流等の充実を図ります。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	2	2	2	2	3	3
登録者数	176	249	270	290	350	400

### ② 福祉ホームに関する事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えると共に、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	1	1	0	0	0	0
利用者数	9	9	0	0	0	0

計画策定時点で、区内に福祉ホームを運営している事業者はありませんが、今後開設の相談等については、適切な対応を図っていきます。

### ③ 共同作業所に関する事業

通所により、生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	6	6	6	6	6	6
利用者数	190	194	200	200	200	200

### ④ 心の専門グループワークに関する事業

回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
箇所数	8	8	8	8	8	8
利用者数	216	179	166	157	120	130

### ⑤ 心の交流スポーツ大会に関する事業

スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
利用者数	250	250	250	250	250	250

⑥ 講演会に関する事業

障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、区民に精神障害について正しい知識・理解をしていただくため、講演会を開催します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	8	7	6	6	6	6
利用者数	595	376	500	500	500	500

⑦ ボランティア講座に関する事業

精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	3	3	3	3	3	3
利用者数	4	10	20	20	20	20

⑧ 家族会の支援に関する事業

精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	1	1	1	1	1	1
利用者数	50	50	50	50	50	50

⑨ 酒害本人ミーティングに関する事業

酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	24	24	24	24	24	24
利用者数	18	18	20	20	20	20

⑩ 閉居訪問に関する事業

精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	8	8	8	8	8	8
利用者数	8	8	8	8	8	8

⑪ 家族教室に関する事業

統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	3	3	3	3	3	3
利用者数	151	188	95	100	100	100

⑫ 家族交流会に関する事業

こころの病をもつ人の家族を対象に、悩みを話し合ったり、病気、福祉制度、年金社会資源に関する知識などについて学ぶため、実施します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	109	97	96	96	96	96
利用者数	80	80	127	138	141	142

⑬ 思春期家族交流会に関する事業

思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また、話し合いを通して家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	12	12	12	12	12	12
利用者数	9	8	10	10	10	10

⑭ 酒害家族教室に関する事業

飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	24	24	24	24	24	24
利用者数	24	32	30	30	30	30

## (7) リハビリ事業 (2事業)

### ① 自立支援セミナーに関する事業

脳卒中後遺症等による障害をもち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。

#### (ア) 言語リハビリ教室

言語機能に障害のある人を対象にコミュニケーション機能の回復と社会参加を目的に開催します。

#### (イ) 外出体験リハビリ教室

公共交通機関を使用した外出の自立を目指す身体障害のある人を対象に外出できる力を高め行動範囲を広げることを目的に開催します。

#### (ウ) 家事体験リハビリ教室

身体障害や高次脳機能障害により、調理・掃除・洗濯などの家事動作に支障をきたしている人を対象に、家事動作の体験を通し家庭での役割を広げることを目的に開催します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	110	74	66	71	71	71
利用者数	175	99	88	100	100	100

### ② リハビリ自主グループの活動支援に関する事業

リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対して、支援します。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間回数	9	9	7	7	7	7
利用者数	550	420	420	420	420	420

# 資料編





## 障害福祉計画サービス見込量集計一覧

		事項(単位)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系	居宅介護	サービス量	12,800 時間分	13,500 時間分	14,000 時間分
		利用者数	805 人	830 人	875 人
	重度訪問介護	サービス量	10,600 時間分	11,100 時間分	12,000 時間分
		利用者数	40 人	42 人	45 人
	行動援護	サービス量	300 時間分	450 時間分	550 時間分
		利用者数	5 人	7 人	9 人
	重度障害者包括支援	サービス量	1,000 時間分	1,000 時間分	1,000 時間分
		利用者数	2 人	2 人	2 人
日中活動系	生活介護	サービス量	9,900 人日分	13,200 人日分	15,400 人日分
		利用者数	450 人	600 人	700 人
	自立訓練 (機能訓練)	サービス量	0 人日分	22 人日分	22 人日分
		利用者数	0 人	1 人	1 人
	自立訓練 (生活訓練)	サービス量	572 人日分	660 人日分	660 人日分
		利用者数	26 人	30 人	30 人
	就労移行支援	サービス量	880 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
		利用者数	40 人	50 人	50 人
	就労継続支援A型	サービス量	44 人日分	66 人日分	110 人日分
		利用者数	2 人	3 人	5 人
	就労継続支援B型	サービス量	7,040 人日分	8,030 人日分	8,470 人日分
		利用者数	320 人	365 人	385 人
	療養介護	サービス量	120 人日分	120 人日分	120 人日分
		利用者数	4 人	4 人	4 人
	児童デイサービス	サービス量	1,050 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
		利用者数	190 人	200 人	200 人
短期入所	サービス量	1,117 人日分	1,200 人日分	1,200 人日分	
	利用者数	105 人	110 人	110 人	
旧法に基づく 入所サービス	サービス量	10,380 人日分	6,600 人日分	0 人日分	
	利用者数	346 人	220 人	0 人	
旧法に基づく 通所サービス	サービス量	660 人日分	440 人日分	0 人日分	
	利用者数	30 人	20 人	0 人	
居住系	共同生活援助 共同生活介護	サービス量 (利用者数)	152 人	160 人	185 人
	施設入所支援	サービス量 (利用者数)	59 人	180 人	400 人
	旧法に基づく 居住系サービス	サービス量 (利用者数)	361 人	230 人	0 人
相談支援		サービス量 (利用者数)	5 人	10 人	20 人

# 障害福祉計画地域生活支援事業一覧

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		(単位)
(1)法定必須事業(5事業)							
①相談支援事業							
(ア)相談支援事業							
相談窓口		13 箇所		14 箇所		14 箇所	実施箇所数
地域自立支援協議会		3 回		3 回		3 回	開催回数
(イ)成年後見制度利用支援事業		実施		実施		実施	
②コミュニケーション支援事業							
手話通訳	1,350 件	165 人	1,500 件	180 人	1,650 件	195 人	年間件数/ 利用者数
要約筆記	80 件	10 人	80 件	10 人	80 件	10 人	年間件数/ 利用者数
③日常生活用具給付等事業							
(ア)介護・訓練支援用具		50 件		50 件		50 件	年間件数
(イ)自立生活支援用具		170 件		170 件		170 件	年間件数
(ウ)在宅療養等支援用具		60 件		60 件		60 件	年間件数
(エ)情報・意思疎通支援用具		160 件		160 件		160 件	年間件数
(オ)排せつ管理支援用具		9,200 件		9,800 件		10,400 件	年間件数
(カ)住宅改修費		20 件		20 件		20 件	年間件数
④移動支援事業	83,750 時間	570 人	91,930 時間	590 人	101,200 時間	600 人	延べ時間数/ 利用者数
⑤地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センターⅠ型		2 箇所		3 箇所		3 箇所	箇所数
地域活動支援センターⅡ型		5 箇所		5 箇所		5 箇所	箇所数
地域活動支援センターⅢ型		1 箇所		1 箇所		1 箇所	箇所数
(2)在宅支援サービス等事業 (12 事業)							
①巡回入浴サービスに関する事業	5,100 件	66 人	5,200 件	68 人	5,200 件	68 人	年間件数/ 利用者数
②寝具乾燥消毒サービスに関する事業	280 件	30 人	280 件	30 人	280 件	30 人	年間件数/ 利用者数
③寝具水洗いサービスに関する事業	70 件	41 人	70 件	42 人	70 件	43 人	年間件数/ 登録者数
④福祉理美容サービスに関する事業	1,500 件	535 人	1,535 件	550 人	1,570 件	565 人	年間件数/ 支給者数
⑤紙おむつの支給に関する事業		660 人		700 人		740 人	支給者数
⑥おむつカバーの支給に関する事業		50 人		50 人		50 人	支給者数
⑦防水シーツの支給に関する事業		300 人		300 人		300 人	支給者数
⑧おむつ使用料の助成に関する事業	540 件	230 人	550 件	235 人	560 件	240 人	年間件数/ 申請者数
⑨日帰リショート(日中一時支援)に関する事業	1,200 件	150 人	1,200 件	150 人	1,200 件	150 人	年間件数/ 利用者数
⑩福祉有償運送に関する事業		2 箇所		2 箇所		2 箇所	箇所数
⑪重度身体障害者グループホームへの助成に関する事業		1 箇所		1 箇所		1 箇所	箇所数
⑫心身障害児デイサービスに関する事業		1 箇所		1 箇所		1 箇所	箇所数

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		(単位)
(3) 社会参加促進事業(9事業)							
①車いすの貸与に関する事業	800 件		800 件		800 件		年間件数
②障害者スポーツ大会への助成に関する事業	1 件	380 人	1 件	380 人	1 件	380 人	年間件数/ 参加者数
③障害者作品展への助成に関する事業	1 回	1,700 人	1 回	1,700 人	1 回	1,700 人	年間回数/ 作品者数
④障害別講座講習の開催に関する事業	5 回	400 人	5 回	400 人	5 回	400 人	年間回数/ 参加者数
⑤江戸川区立障害者就労支援センターにおける訓練事業	4 回	20 人	4 回	20 人	4 回	20 人	年間回数/ 利用者数
⑥自立生活支援センターに関する事業	6,500 件		6,500 件		6,500 件		年間相談 件数
⑦心身障害者相談員に関する事業	300 件	31 人	300 件	31 人	300 件	31 人	年間相談件数/ 相談員数
⑧障害者協議室の運営に関する事業	340 件	20 団体	340 件	20 団体	340 件	20 団体	年間件数/ 利用団体数
⑨障害者雇用優良企業表彰に関する事業	1		1		1		表彰数
(4) 団体等への補助事業(5事業)							
①福祉作業所に対する助成に関する事業	5 作業所		5 作業所		5 作業所		作業所数
②グループホームの委託に関する事業	144 件	12 人	120 件	10 人	96 件	8 人	年間件数/ 利用者数
③緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業	100 件	4 団体	100 件	4 団体	100 件	4 団体	年間件数/ 利用団体数
④リフト付福祉タクシーの委託に関する事業	2,500 件		2,500 件		2,500 件		年間件数
⑤ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業	1 箇所		1 箇所		1 箇所		箇所数
(5) 給付・助成サービス事業(19事業)							
①グループホームの家賃助成に関する事業	60 人		65 人		70 人		利用者数
②身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業	1,700 件		1,700 件		1,700 件		年間件数
③福祉電話使用料の助成に関する事業	3,000 件	250 人	3,000 件	250 人	3,000 件	250 人	年間件数/ 受給者数
④福祉電話の貸与に関する事業	1,560 件	130 人	1,560 件	130 人	1,560 件	130 人	年間件数/ 受給者数
⑤緊急通報システムの設置に関する事業	144 件	12 人	144 件	12 人	144 件	12 人	年間件数/ 受給者数
⑥火災安全装置の設置に関する事業	96 件	8 人	96 件	8 人	96 件	8 人	年間件数/ 受給者数
⑦民間緊急通報システムの助成に関する事業	300 件	30 人	300 件	30 人	300 件	30 人	年間件数/ 受給者数
⑧住まいの改造助成に関する事業	19 件		20 件		20 件		年間件数
⑨民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業	384 件	33 人	408 件	35 人	432 件	37 人	年間件数/ 利用者数
⑩住宅整備資金の貸付に関する事業	2 件		2 件		2 件		年間件数
⑪重度脳性まひ者の介護に関する事業	4,032 件	28 人	4,176 件	29 人	4,176 件	29 人	年間件数/ 受給者数
⑫介護者の激励に関する事業	1,200 件	550 人	1,265 件	575 人	1,330 件	600 人	年間件数/ 支給者数
⑬自動車燃料費の助成に関する事業	17,000 件	1,690 人	17,500 件	1,770 人	18,000 件	1,820 人	年間件数/ 支給対象者数
⑭自動車改造費の助成に関する事業	10 件		10 件		10 件		年間件数
⑮自動車運転教習費の助成に関する事業	10 件		10 件		10 件		年間件数
⑯知的障害者グループホームの運営資金の貸付に関する事業	2 件		2 件		2 件		年間件数
⑰成人祝品の支給に関する事業	80 人		80 人		80 人		支給者数
⑱タクシー利用の助成に関する事業	71,000 件	6,900 人	73,000 件	7,000 人	75,000 件	7,100 人	年間件数/ 支給者数
⑲更生訓練費に関する事業	23 件		23 件		23 件		年間件数

	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		(単位)
(6)精神障害者サービス事業 (14 事業)							
①地域生活支援センターに関する事業	2 箇所	290 人	3 箇所	350 人	3 箇所	400 人	箇所数／ 登録者数
②福祉ホームに関する事業	0 箇所	0 人	0 箇所	0 人	0 箇所	0 人	箇所数／ 利用者数
③共同作業所に関する事業	6 箇所	200 人	6 箇所	200 人	6 箇所	200 人	箇所数／ 利用者数
④心の専門グループワークに関する事業	8 箇所	157 人	8 箇所	120 人	8 箇所	130 人	箇所数／ 利用者数
⑤心の交流スポーツ大会に関する事業	1 回	250 人	1 回	250 人	1 回	250 人	年間回数／ 利用者数
⑥講演会に関する事業	6 回	500 人	6 回	500 人	6 回	500 人	年間回数／ 利用者数
⑦ボランティア講座に関する事業	3 回	20 人	3 回	20 人	3 回	20 人	年間回数／ 利用者数
⑧家族会の支援に関する事業	1 回	50 人	1 回	50 人	1 回	50 人	年間回数／ 利用者数
⑨酒害本人ミーティングに関する事業	24 回	20 人	24 回	20 人	24 回	20 人	年間回数／ 利用者数
⑩閉居訪問に関する事業	8 回	8 人	8 回	8 人	8 回	8 人	年間回数／ 利用者数
⑪家族教室に関する事業	3 回	100 人	3 回	100 人	3 回	100 人	年間回数／ 利用者数
⑫家族交流会に関する事業	96 回	138 人	96 回	141 人	96 回	142 人	年間回数／ 利用者数
⑬思春期家族交流会に関する事業	12 回	10 人	12 回	10 人	12 回	10 人	年間回数／ 利用者数
⑭酒害家族教室に関する事業	24 回	30 人	24 回	30 人	24 回	30 人	年間回数／ 利用者数
(7)リハビリ事業(2 事業)							
①自立支援セミナーに関する事業	71 回	100 人	71 回	100 人	71 回	100 人	年間回数／ 利用者数
②リハビリ自主グループの活動支援に関する事業	7 回	420 人	7 回	420 人	7 回	420 人	年間回数／ 利用者数

## 策定委員会委員

福祉部	福祉推進課	福祉部長
		福祉推進課長
		計画係長
	障害者福祉課	障害者福祉課長
		庶務係長
		推進係長
		認定係長
		身体障害者相談係長
		愛の手帳相談係長
		自立援助係長
		障害者就労支援センター所長
	希望の家	希望の家所長
		事務係長
		生活訓練係長
		作業訓練係長
虹の家所長		
福祉作業所長		
健康部	健康推進課	健康部長
		健康推進課長
		計画係長
	健康サービス課	健康サービス課長
		健康サービス係長
	保健予防課	保健予防課長
		精神保健係長
		精神保健担当係長
経営企画部	企画課	企画課長
		企画担当係長
生活振興部	地域振興課	地域振興課長
		生活就労支援係長
子ども家庭部	子育て支援課	子育て支援課長
		計画係長
	保育課	保育課長
		庶務係長
教育委員会 事務局	学務課	学務課長
		相談係長
	指導室	指導室長
		指導主事

## 策定経過

### 策定委員会経過

第1回	平成20年6月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定について趣旨説明</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回	平成20年10月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定内容・状況について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第3回	平成20年12月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・策定内容・状況について（計画案の作成）</li><li>・意見公募について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第4回	平成21年2月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募された意見について</li><li>・計画案の修正について</li><li>・公表について</li></ul>

### 作業部会経過

検討内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害について</li><li>・精神障害者について</li><li>・高次脳機能障害について</li><li>・区立施設（生活介護の受入れ）について</li><li>・民間施設の法内移行について</li></ul>
	15回開催

### 江戸川区地域自立支援協議会経過

第1回	平成20年9月25日	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者福祉の現状について</li><li>・計画の策定について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回	平成20年11月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者福祉の状況について（施設紹介）</li><li>・策定内容・状況について</li><li>・今後のスケジュールについて</li></ul>
第3回	平成21年2月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者福祉の状況について（施設紹介）</li><li>・策定内容・状況について</li><li>・公募された意見について</li></ul>

### パブリック・コメント（意見公募）の実施

公募期間	平成21年1月20日から2月6日まで 18日間
意見件数	28件（個人24件 団体等4件）

江戸川区  
障害者計画・第2期障害福祉計画

発行 江戸川区福祉部  
住所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1  
電話 03(5662)0044

